

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成21年第6回沖縄県議会（11月定例会）

平成21年12月11日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 3 号>

開会の日時

年月日 平成21年12月11日 金曜日
開 会 午前10時 2 分
散 会 午後 5 時 0 分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 甲第 2 号議案 平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算(第 1 号)
- 2 乙第14号議案 指定管理者の指定について
- 3 乙第15号議案 指定管理者の指定について
- 4 乙第16号議案 指定管理者の指定について
- 5 乙第22号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 6 陳情平成20年第80号、同第84号、同第139号、同第158号、同第198号、同第201号、陳情第39号、第48号、第53号、第123号、第129号、第130号、第150号、第174号の 2、第182号、第183号、第191号、第194号、第209号、第211号、第212号及び第214号
- 7 閉会中継続審査(調査)について

出 席 委 員

委 員 長 玉 城 ノブ子 さん
副 委 員 長 瑞慶覧 功 君
委 員 中 川 京 貴 君
委 員 座喜味 一 幸 君
委 員 辻 野 ヒロ子 さん

委員 具志孝助君
 委員 仲宗根悟君
 委員 当銘勝雄君
 委員 渡久地修君
 委員 前島明男君
 委員 玉城満君
 委員 上里直司君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農 林 水 産 部 長	比 嘉 俊 昭 君
農 漁 村 基 盤 統 括 監	津波古 喜 正 君
村 づ くり 計 画 課 長	知 念 武 君
農 地 水 利 課 長	桃 原 喜 邦 君
森 林 緑 地 課 長	長 間 孝 君
水 産 課 長	勝 俣 亜 生 君
観 光 商 工 部 長	勝 目 和 夫 君
産 業 振 興 統 括 監	久 場 長 武 君
新 産 業 振 興 課 長	武 村 勲 君
企 業 立 地 推 進 課 長	安 里 肇 君
情 報 産 業 振 興 課 長	米 須 清 光 君
雇 用 労 政 課 長	湧 川 盛 順 君

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

甲第2号議案、乙第14号議案から乙第16号議案まで、乙第22号議案の5件、

陳情平成20年第80号外21件及び閉会中継続審査(調査)についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び観光商工部長の出席を求めております。

まず初めに、甲第2号議案平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算(第1号)について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目 和夫 観光商工部長。

○勝目 和夫 観光商工部長 観光商工部関係の議案につきまして、御説明申し上げます。

説明に入ります前に、本日使用する資料といたしましては、議会配付資料であります平成21年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その1)、同じく平成21年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その2)、そして、お手元に本日配付いたしました指定管理者(候補者)の選定結果についてを使用いたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、議会配付資料のうち、平成21年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その1)の9ページをお開きください。

甲第2号議案平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算(第1号)について、その概要を説明いたします。

今回の補正は、沖縄県自由貿易地域特別会計において、平成22年度から平成24年度までの沖縄自由貿易地域の指定管理に係る指定管理料について、債務負担行為の追加を行うものであります。限度額は、1億6070万1000円であります。

以上が、甲第2号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○玉城 ノブ子 委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、甲第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

渡久地 修 委員。

○渡久地 修 委員 この沖縄自由貿易地域、議員になって初めて審査するので、少し全体的なものを質疑したいと思いますのでよろしくお願いします。まず、

この沖縄自由貿易地域というものは何なのか、場所がどこにあって、どういう目的で設置をしてやっているのかという基本的なところを、簡潔でいいですからお願いします。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から後の乙第15号議案の審査の際に説明したいとの申し出があり、了解された。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 この甲第2号議案は、債務負担行為の限度額を定める議案ですが、この限度額というものは、前回の限度額とどの程度変動しているのでしょうか。

○安里肇企業立地推進課長 前は平成19年度から平成21年度までの3年間一今年度を含めて、指定管理料の上限額が1億7650万8000円でしたので、約1600万円ほど安くなっております。

○上里直司委員 前回は初めての指定管理者なんですよ。その実績を見て、1600万円下げたと。1600万円を3カ年で割ると、年間500万円強の削減になるかと思うんですが、削減を決めた要因というものは、どういったところにあるのでしょうか。

○安里肇企業立地推進課長 これは指定管理者の企業努力等もありますが、まず人件費を見直していただいたこと、それから管理運営に係る費用の削減があったというようなことが主な要因です。

○上里直司委員 その管理・費用についてお尋ねをしますが、この指定管理者が行う業務の範囲というものは、まさに管理ではあるのですが、修繕とか補修とかそういった点についても業務の範囲、管理に入っているのかどうかお尋ねいたします。

○安里肇企業立地推進課長 軽微な修繕については、指定管理者が行うことになっております。それが大きな修繕になってくると、県のほうと相談をして行っていくことになっております。

○上里直司委員 この3カ年間で、指定管理者による軽微な修繕がどれくらいされたか。また、県が行う大きな修繕、指定管理者によらない修繕というものにどれだけ手を施したのか、そのことについてお聞かせください。

○安里肇企業立地推進課長 先ほど申し上げました軽微の修繕というものは、30万円以下のものです。それについては、指定管理者が行うことになっております。御質疑のこれまでの修繕費なんですが、個別に何件やったというものは今手元にないんですが、予算の額で言いますと、平成21年度が294万円となっており、この範囲で指定管理者は軽微な修繕をすることになっております。それ以外の修繕については、今すぐにはお答えできません。それで、県のほうでやった修繕については、空調とか大きなものが入っておりまして、一応4000万円ほど支出をしております。

○上里直司委員 なぜ個別、具体的なお話を聞いたかというのと、皆さんから寄せていただいた平成20年度の報告書を見ていると、例えば、23件ほどの軽微な事故、故障等の対応についての苦情が寄せられていて、そのうちの11件がトイレ関係のものだとか、例えば、海岸に非常に近いところですから滑りやすいというものなどがあって、こうしたものに十分な対応をするためには、ある程度の予算が必要であって、本来ならば前回の額でしっかりと対応しなければならぬはずなのに、それを減らすとなると、さらにこれらの対応ができなくなるのではないかと感じて質疑をしているんですが、この点についてはどうなんでしょうか。

○安里肇企業立地推進課長 そのこのところは、日常的に指定管理者のほうできちんと対応しておりまして、今回の選定においてもそこは十分に考慮した上での予算になっていると思っておりますので、委員御心配のことは大丈夫だと認識しております。

○上里直司委員 いずれにしても、今度の指定管理者については、この次のところで議論、質疑をさせていただきますけれども、管理料を削っていくと、結局この指定管理者は管理を主にやっているわけですから、施設に入居している

方の利用環境が妨げられるというか、よい環境にならないと思いますので、この辺は要望が寄せられた時点で、どこに修繕箇所があるのかとか、しっかりと指定管理者とも協議、対応していただきたいということを要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第14号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目和夫観光商工部長。

○勝目和夫観光商工部長 それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議会配付資料のうち、平成21年第6回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の74ページをお開きください。

この議案は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっております。

知事は、同条例第6条により、最も適切に当該施設の管理を行うことができる者を候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定することになっていることから、次の者を沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの指定管理候補者として選定しております。指定管理候補者は株式会社トロピカルテクノセンター、指定管理期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までです。

続きまして、配付資料について御説明申し上げます。

委員のお手元には、指定管理者（候補者）の選定結果についてという資料を配付しておりますが、そのうち、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターに係る1ページをお開きください。なお、同資料の内容は新産業振興課のホームページでも公表しております。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターは、1の対象施設にあります

とおり、研究室や研究機器等を整備しており、バイオテクノロジー等を活用した健康に関する食品等の研究開発・実証研究を促進し、県内産業の振興に資することを目的として設置されております。

指定管理候補者の選定に当たっては、この設置目的を踏まえ、2の選定方法にあります指定管理者制度運用委員会において、審議がなされました。運用委員会の構成メンバーは、委員長である中小企業診断士の大城定理氏を初め外部識者4名で構成されております。運用委員会は、平成21年8月27日に第1回運用委員会を開催し、募集要項及び選定基準について検討を行いました。また、平成21年11月6日に第2回運用委員会を開催し、指定管理候補者の審査を行いました。

指定管理候補者の選定を行う上での選定基準及び配点は、2の(3)選定基準等に示すとおりとなっております。なお、当該選定基準については、募集要項に記載し、応募者へも事前に告知しております。

当施設への応募者は、3の選定結果にありますとおり、申請団体は株式会社トロピカルテクノセンター1団体でありました。

採点方法は、選定基準に基づき4名の委員が応募者の採点を行い、4名の採点結果の合計得点を踏まえ、申請者を指定管理候補者に選定いたしました。4委員の採点の結果、株式会社トロピカルテクノセンターが347点で、指定管理候補者に選定されました。選定理由は、提出された事業計画書等の内容が、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置目的に沿った運営計画となっていること等から、適切に施設の管理運営を行うことができるものと評価されました。

以上が、乙第14号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 この沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターでは、どういうことが行われていますか。

○**勝目和夫観光商工部長** 当センターは健康食品関連企業等が、健康バイオに特化した研究開発や新商品の製品化へつなげる実証開発を行い、インキュベーター施設等の位置づけであります。この中では、企業はみずから実証、研究、開発、商品化というものをやるようなセンターとなっております。

○**瑞慶覧功委員** 例えば、こういったものが市場に出回っていますか。

○**武村勲新産業振興課長** 現在、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターのほうに入居している企業というものは10社ございまして、健康食品や医薬品の開発、遺伝子に関する研究等を行っているほか、それ以外にも大学院大学の先行研究というような、先行的な研究が行われております。遺伝子関係では、DNAチップとか、そういうものを用いた高度な遺伝子研究を行いまして、オーダーメイドの成果、指導業務を行えるものですか、健康食品関連ではモズクの板状態、その成分から非常に高濃度な機能性物質を抽出できるような技術を開発するという研究が行われております。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○**上里直司委員** この沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターと指定管理者に選定をされた株式会社トロピカルテクノセンターとの関係性、恐らく指定管理者制度実施前には何らかの関係があったんじゃないかと思うんですが、その関係についてお聞かせください。

○**武村勲新産業振興課長** 特に関係ということではございませんけれども、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターについては、前回3年前に指定管理制度を導入しておりまして、株式会社トロピカルテクノセンターが受託して3年間の指定管理をしております。

○**上里直司委員** 特に関係はないとおっしゃっていますが、この沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター長と株式会社トロピカルテクノセンターの代表取締役が同じ期間だった時期というのは何年間ですか。

○**武村勲新産業振興課長** 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターのセンター長は指定管理者が行うことになっておりますので、この3年間はT T C

の職員がセンター長を勤めております。県職員の配置はありません。すべて指定管理者のほうでやっております。

○上里直司委員 私が聞いているのは、株式会社トロピカルテクノセンターの代表取締役がセンター長である期間があったわけですね。それが何年間くらいあったんですかということです。

○武村勲新産業振興課長 この指定管理の期間でございます。

○上里直司委員 当初の指定管理者制度に移行する前も、同じように株式会社トロピカルテクノセンターの代表取締役が、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター長も兼ねるということになっていたんですか。

○武村勲新産業振興課長 そういうことではございません。県の職員のほうで管理をしておりました。

○上里直司委員 それではお尋ねいたしますが、TTC－株式会社トロピカルテクノセンターは県が出資をする団体であります。そのほかにも、民間からも出資者を募って事業が運営されてはおりますが、この3年間の指定管理者制度の中で、指定管理者のセンター長に対しての報酬というものはどれだけ払われたのか。これとTTCの業務と重なるところというものはなかったのか、その辺をお尋ねいたします。

○武村勲新産業振興課長 平成20年度の決算報告書によりますと、センター長の役員報酬なんです、年額で177万191円となっております。

○上里直司委員 当然事業規模からして、このセンターが果たす役割を考えてみても、センター長というものはこの金額でいくとほとんど非常勤ということなんですよね。それでよろしいでしょうか。

○武村勲新産業振興課長 非常勤でございます。

○上里直司委員 指定管理者制度についていろいろ審議をしていく中で、問題だと思うのは、結局県が出資をしている団体等が指定管理を受けるわけなんです。そして、その指定管理を受ける県の出資団体が、県の職員一部長以上の職

員が兼ねている場合があるわけなんです。現在、株式会社トロピカルテクノセンターの代表は、県をおやめになった方なんでしょうか。

○武村勲新産業振興課長 県の退職者が、現在、代表取締役社長を勤めております。

○上里直司委員 いろいろ本会議でも、天下りという言い方で質疑をさせているものもありますが、こういう形で県の出資団体の長も、県をやめた方がトップになられる、そして新たにセンター長も同じような形で就任をされている。こういう状態というものは、世間的に見て、今のこういう問題が指摘をされている御時世で、どうなんでしょうか、ふさわしいんでしょうか。

○武村勲新産業振興課課長 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター長を、株式会社トロピカルテクノセンターの代表取締役がやっているということではございません。代表取締役専務が、現在センター長を勤めております。

○上里直司委員 役員がかえられたんですよね。それは知っています。だから、改めて別の角度から聞きますが、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター長と県が出資をする団体の長が一緒になった時期がありますよね。そのように、県の職員をやめた方が両方兼ねるということは望ましくないということかどうか、そのことについてお聞かせください。

○武村勲新産業振興課長 先ほど申し上げました過去3年間の指定管理期間は、株式会社トロピカルテクノセンターの代表取締役がセンター長を兼ねておりましたが、その職員は県からの出向ということではございません。

○上里直司委員 角度を変えます。県からの出向ではないということはわかりました。次にも出てくるんです、株式会社トロピカルテクノセンターが構成員に入っている指定管理者が。そして、県の出資する法人が囲い込んでいるように見えるわけなんです。指定管理者が一つしかなかったというのも、本当に指定管理者に任せるものなのかという議論もありますけれども、結局は株式会社トロピカルテクノセンターが全部指定管理者を囲っていくという構図は否めないわけですから、センター長というものもやっぱり別の方を据えるとか、ちゃんとこの施設に特化した形でセンター長を置くべきじゃないかと思っているんです。その点についてはいかがでしょうか。

○武村勲新産業振興課長 今回株式会社トロピカルテクノセンターのほうで1団体として応募していますが、やはりセンターの趣旨からして、機器の操作・指導とか保守・管理等、非常に専門的な業務を有するところが、やはり応募しているということで、公募については一般に広くやっておりますので、特にそこを想定しているということではありません。それから先ほど委員が言われましたように、センター長について人選をやっていくことについては、内部で検討していきたいと思っております。

○上里直司委員 つまり、県の出資法人が株式会社トロピカルテクノセンターの代表取締役であれ専務取締役であれ、その出資を受けている団体の長であるんです。その方々が長を兼ねるということで、専務が兼ねるということになると、この情報というものは、センターの管理運営というものは、先ほどいみじくもおっしゃったように、この株式会社トロピカルテクノセンターにしか蓄積しないわけなんです。だから、指定管理者に応募することがかなわないんです。民間の知恵をととか、民間のノウハウをと言っている割には、一つの団体が独占するような構図になっていくというものが懸念されるわけであって、これはぜひ改めていただきたいんです。そうしないと、ほかの民間の企業や団体が参入しにくい要素が含まれていますので、ぜひこの辺は御検討いただきたいと思っております。それで、少し皆さんからも資料をいただいたので、中身について二、三質疑をさせていただきますが、この施設の入居者から寄せられている希望の中で、一番大きな希望、これが問題だろうと上げられているものと、皆さんの対応についてお聞かせください。

○武村勲新産業振興課長 入居者の側からは、例えば講習会の開催や、入居者だけでなく外部からの機器利用の促進を図るようないろいろな意見が出ておまして、これは今株式会社トロピカルテクノセンターのほうで、業務改善に努めているというところでございます。

○上里直司委員 まさにそういうところが、実は指定管理者の自主事業に当たる部分なんですよね。それが不十分だと、入居者から指摘をされているということなんでしょうか。

○武村勲新産業振興課長 先ほど言いました機器の講習会、これは入居者のほうからもニーズがございまして、モニタリングということで運営実績について

は外部委員も含めました中で、その内容については審議しております。その中で、実際は年に2回とか講習会をされているんですが、もう少しきめ細やかな講習をしてほしいということもありまして、その辺については、指定管理者のほうで対応していくということをお聞きしております。

○上里直司委員 わかりました。もう一つ質疑しますが、さっき私が申し上げたのは、自主事業が評価を受けているのかどうかということで、講習もそうかもしれないけれども、その内容で結構なんです、コーディネーターというのが、計画を見ると指定管理者の業務の一番の柱になっているんです。それが成功したかどうかという一その評価をされているということをおっしゃっていましたが、まずコーディネーター機能というものが成功しているものかどうか。もう一つは、成功していないのであれば、またはその課題があれば、どういう評価を受けているのか、そのことについてお聞かせください。

○武村勲新産業振興課長 自主事業ですけれども、これまでインキュベーションマネージャーとか専門のコーディネーターのほうによりまして、研究開発ですとか事業化の計画立案支援、それから競争資金の獲得に向けたサポートとか、そういうことを随時実施しております。そういう状況も踏まえまして、また新たに一般の方や研究開発・研究技術の十分でない利用者向けに受託代行をサポートする業務、例えば一般の方々が野菜とかを乾燥とか粉末化することなどはできませんので、そういうものをサポートするような業務を、10月から意見を踏まえて開始しております。そういうことで、自主事業についても積極的に進めていると思います。

○上里直司委員 積極的に進めていることは評価していますので、そのコーディネーター業務が自主事業として上げられて、一番大きな柱になっていると。それが成功しているかどうか、今のは頑張っているという話なんです。頑張った結果がどうなのかという話を聞いているんです。それは、前3年間の指定管理者が、今回の指定管理者としても皆さんのほうで選定されているからこそ、ここがうまくいっていないのであれば、指定管理者の取り組みが甘いのであれば何だったのかということ、今質疑をしようと思っているんです。その結果がどうなのかということについて、聞かせてください。

○武村勲新産業振興課長 先ほど言いましたインキュベーションマネージャー、コーディネーター等による企業相談ですけれども、まだ財務体質の脆弱な

ベンチャー企業に対しての経営相談というものを重点的にやっております、そういうところでは、年間大体40件ぐらいの実績がございます。

○上里直司委員 皆さん方は、指定管理が終わって、新たにもう一度指定管理者を公募したわけなんです。だからどうだったのかと、これが成功したのかということを知りたいわけなんです。成功とは言えないけれども、ある程度うまくいっているというのであればそれでいいですし、不十分であれば不十分であったというような答弁を期待をしていたわけなんです。でないと、同じ指定管理者ですから、同じ指定管理者を同意するか同意しないかという指標として、皆さん方の評価がどうだったのかということを知りたいわけなんです。

○武村勲新産業振興課長 指定管理者制度、成果みたいなことなんですけど、いろんな事例がありますが、まずサービスの向上として施設の利用手続の簡素化、迅速化が図られたと。これは従来県が直営でやっていた場合には、県のほうでいろんな決裁手続をしていたとか、それから収納についても銀行に収納しないといけなかったとかいうものがございましたけれども、こういうものがセンターのほうで一括して手続ができるようになって、非常に迅速化が図られております。それ以外にも、施設管理の効率化、経費節減ということで、かなりの経営努力で経費節減が図られていると。それから、連絡会とか講習会、入居者との関係強化という面でも、きめ細かい対応をしているということです。

○上里直司委員 わかりました。平成20年度の入居者等連絡会、今新産業振興課長からお話がありました連絡会の議事録を拝見させていただいて、その要望事項というものもかなり出されています。例えば、一番最初に動物実験は専用施設以外で行うことについて動物舎を建てないのかとか、いろいろ細かい管理についての入居者ならではの要望が出されておりました、皆さん方も取組まれるということが書いてありますので、こういう要望について指定管理の範囲で無理であれば、しっかり県がサポートするような体制をぜひとっていただきたいということで、私の質疑は終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 基本的な部分から教えていただきたいんですが、株式会社トロピカルテクノセンター、いわゆるTTCですが、これが平成2年、県の第三

セクターとして設立された。そして、今度それを特化するような形で健康バイオ産業として平成15年にこれができた。いわゆる先端技術というものが一皆さんが描いているものが、このTTCから始まるんですかね、その前もあるのかな。それで健康バイオ、あとコンピューターもあるのかな、インキュベートとかどういったものを将来的に描いていて、その中での沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターはどのような位置づけになっているのか、全体的な構想をまず教えてください。

○勝目 和夫 観光商工部長 あの前記には、まず関連する施設が3つありまして、株式会社トロピカルテクノセンターと沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターと、あと一番歴史がある県の工業技術センター、この3つがあります。そして、それぞれ連携をしながら、県の工業、製造業の振興、バイオの振興に役立てようということで、工業技術センターは、例えば食品とか機械・金属・窯業、環境関連など広範な産業技術についての基礎的な研究を行うということで、県の施設として位置づけております。株式会社トロピカルテクノセンターは、大学とか工業技術センターで開発された研究成果を、具体的な事業化に向けて開発を行うということで設置されております。さらにその上に、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターというものは、先ほどお話ししたように、企業みずからがその中で研究開発、商品化も含めてやるというような、一応こういう役割分担になっておりまして、この三つをうまく連携して、一大研究開発センターというような位置づけになると考えているところです。

○渡久地 修 委員 TTC－株式会社トロピカルテクノセンターというものは、みずからも研究して、TTCというものが成果を上げていく、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターというところは、その沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターそのものが成果を上げていくのではなくて、そこはただ場所の提供だけで、その中の企業がそれぞれ成果を上げていく、単なる場所の提供が沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターなんですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 基本的にはそうです。

○渡久地 修 委員 それで、株式会社トロピカルテクノセンターというのを見てみると、TTCも入居－レンタルラボというんですか、そこに企業が入っていますよね。同じように、バイオテクノロジー研究開発センターのところの企業が入っていますよね。全く同じような感じ、言ってみれば同じではないので

すか。沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターもTTCも同じ役割を担っているわけよね。沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターをつくらなくてもよかったのではないのかと、TTCをもっと広げていけばよかったんじゃないのということにはなりませんか、今の論理からいくと。

○勝目 和夫 観光商工部長 当時、そういった議論はあったと聞いております。

○渡久地 修 委員 当時あったではなくて、今はどうですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 新しい機器とか最先端機器とかいう場合は、なかなかTTC－株式会社トロピカルテクノセンターの枠では、株式会社の経営としては非常に難しいところがあったりして、新たな最先端のというようなことで、企業が求めるニーズに合うようなセンターとなっております。

○渡久地 修 委員 株式会社トロピカルテクノセンターに入っているバイオ関連企業の人たちが抜けて、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターに逆に入ってきたほうが、新たなすばらしい機器が使えるのではないですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 それもあるとは思いますが。ただ、研究内容によっていろいろ違いますので、その会社社の、企業のいろんな選択肢があると思います。

○渡久地 修 委員 今、政府内で事業仕分けとかあるけれども、こっちの省あっちの省とかいろんなところでやって、結局同じものをやっていたと。これも結局そういった批判にさらされるものなんですか。

○久場 長武 産業振興統括監 株式会社トロピカルテクノセンターは県出資ではあるんですが、民間の株式会社なんですよ。その当時は、民間の第三セクターで、いろんな研究開発をやらせよう、それから企業も育てようという構想でつくったわけですけど、株式会社ですから施設とか研究機器の整備などで限界があると。それで、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターは、国の補助を受けて県が民間に最新の研究機器を提供する公の施設としてつくったということで、相互に補完し合うんですけども、実施主体は民間と公ということで、別々のもので公のものをつくった沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターは、民間のノウハウを持ったTTCがうまく活用して民

間の企業の研究を支援すると、基本的にはそういう仕組みです。

○**渡久地修委員** 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターに、今幾つか企業が入っていますよね。そこで研究をして、研究の成果は企業のものになるわけですよね、特許にしても何にしても。例えば、物すごい特許を得ていろいろなすばらしいものが開発されたと、そういう自慢できるものは何がありますか。

○**久場長武産業振興統括監** TTC－株式会社トロピカルテクノセンター自体も研究機関でもあって、例えば、企業と共同研究をして成果を出したのもございます。例えば、最近では沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの中に入っている沖縄県地域結集型共同研究事業ということでやったんですけれども、貝の毒を検出するキットというものをつくりまして、これは沖縄県の海の中からそういう貝の毒を検出する試薬みたいなものをつくり出して、これは世界で初めてつくったんですけれども、そういうキットをつくったものがございます。これは、まだ研究機関から最終的な認定は受けてはいないんですが、認定を受けることができれば、世界的に試薬を売り出していけると、そういった形の研究の成果がございます。

○**渡久地修委員** 株式会社トロピカルテクノセンター自体、先ほど言った一つの第三セクターという会社、そこ自体が成果を上げていく、そこ自体でいろんな特許を取って、いろんな成果を上げるものもいっぱいあるわけですよね。沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターというものは、高度な機械などを県が設置して企業に貸せて、成果はそれぞれの企業のものになる。別に否定はしないんですけれども、それでTTCというものは指定管理者になる。沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターに入居することとは違うんですよね。

○**久場長武産業振興統括監** 入居しておりません。

○**渡久地修委員** 入居しないですよね。入居しないけど、この沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの高度な機器は自由に使えるわけですよね。

○**久場長武産業振興統括監** 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの機器は、入居企業以外でも使用できます。入居企業については無料で、入居企業以外は有料でという仕組みです。ただ、いろいろな研究の仕方がありまして、例えば共同研究をすとか、そういう形でやる場合には、入居企業と共同研究

でやる場合は無料で使えると、いろんなやり方がございます。

○**渡久地修委員** 入居企業は入居料を払うのかな。入居料を払って機械は無料で使える。指定管理者は、県から指定管理のいろいろなお金を受け取ってそこを管理する、入居はしないが機械は自由に使える、それでいいですか。

○**久場長武産業振興統括監** 機械を無料で使えるのは、入居企業でございます。そして、共同研究とかそういう場合には、入居していない企業も一緒にそれは使えるわけです。それは、研究の仕方ということでございます。

○**渡久地修委員** だから聞きたいのは、株式会社トロピカルテクノセンターは無料で使えるの、使用料を払うのかということですか。

○**久場長武産業振興統括監** 基本的には、使用料を払って使うということになります。

○**渡久地修委員** 株式会社トロピカルテクノセンター、いわゆるTTCは使用料を払うわけですね。指定管理者の非常に基本的なところだから、払っているということでもいいですか。

○**久場長武産業振興統括監** 払っております。

○**渡久地修委員** バイオの研究というものは、沖縄県にとってとても大事だと思いますよ、いろんなヤンバルの自然も含めて。農業研究センターや水産海洋研究センターとかありますね。そことの関係、そこはそこでまた同じ研究をやっていると思いますが、県はそこに力を入れないといけないと思うんだけど、そこにも高度な分析機械などは入っているのか、その辺はどうなんですか。

○**久場長武産業振興統括監** 農業研究センター、工業技術センターも県の公設研究機関で、県が中心となっていていろいろ研究するところでありまして。沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターは、企業が研究するところでありまして。研究の内容は、場合によっては関連するところはございますけれども、それから県の研究機関については基礎的な研究を主にやっていくわけですが、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターでは、起業化に向けた、商品化に向けた研究を行っていくところでございます。

○渡久地修委員 この沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター、県が機器も購入し設置した。今言った水産海洋研究センターとか農業研究センターあるいは県立の工業高校とかいろんなところが、そこで県の機器を使いたいといった場合は料金はどうなりますか。

○武村勲新産業振興課長 この指定管理者は、減免制度を設けることができることになっておりまして、その減免制度の内容でいきますと、県が使用するときは全額免除ということになっております。

○渡久地修委員 先ほど一般にも開放すると、どうぞ使ってくださいと言っていましたよね。そういった場合、例えば、今いろんな南部農林高等学校とかでも結構いろいろ新聞に出たりして、高校生たちが研究をやっていますけれども、そういったところにも、当然必要だという場合は無料で使えると。使った事例はあるんですか。

○武村勲新産業振興課長 県立高校も県の機関ですので、無償で使うことができます。ただ、これまでの実績では、学校が使用したという事例はないようです。

○渡久地修委員 現在はどうなっているかどうかはわかりませんが、例えば、最近ではウコン、ウッチンの錠剤とか沖縄発のものが結構ありますよね。沖縄県は、そういったものは製粉化するまでは非常にいいけれども、錠剤にするのが大変だと。それで本土まで持って行って、向こうで錠剤にしたりカプセルにして、またここに持ち帰ってここからまた売るということで、これは私は那覇市議会時代に何とか錠剤にするのを、沖縄県なり那覇市なりで買って、それを中小企業に貸し出してやったらどうかと、1回提案したことがあるんですが、今そういったものはありますか。沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターもそういったものを行っているかどうか。

○久場長武産業振興統括監 そういう共同加工場的なものはございません。当初、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターをつくるときには、そういう共同加工場的なものもつくりたいという構想もございましたけれども、国の補助を受けるという観点では、なかなかそれが難しいということで、現在はそういうものはございません。実証研究として、一部錠剤をつくる機械もあるんで

すけれど、あくまでも実証研究用で、企業が要望しているものは、製品をつくる加工場がほしいということで、それはございません。

○**渡久地修委員** 観光商工部長どうですか。沖縄県の打錠機とかあるいはカプセル、そういったものを中小企業が本当に利用できるように、そうなったら行って戻ってまた行くわけだから、3回の飛行機賃もあって全然違ってくると思うんですよね。こうなったらもっと発展すると思うんですけれど、こういったものを入れるべきではないですか。

○**勝目と夫観光商工部長** 例えば、金型の賃貸工場を今つくっておきまして、簡単な金型も本土へ送ったり、製品を依頼したりしているということで、沖縄県としては金型などの集積を図ろうということでやっております、これも時代のニーズといいますか、前からいろいろ言われておりますので、ちょっと今は厳しい予算の折ですので、その点も踏まえまして、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○**渡久地修委員** ぜひ次年度予算で検討してください。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○**中川京貴委員** 今、正直言って質疑と答弁がかみ合っていないものが何回かあって、ちょっと気になったんですけれど、例えば指定管理をして、その中に各部屋を借りていますよね。この借りている企業が、やはり国の書類を出して、例えば3億円とか5億円とかの機械が向こうに入ってますよね。その場合には、直接その会社が申請するんですか。県を通して申請しているんですか。細胞研究とかの機械が入ってますよね。

○**武村勲新産業振興課長** 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの中には、県が備えました供用機器というものがございまして、それは一部中のほうで無償で使うこともできることになります。それから、研究をする企業がみずからその研究室の中に持ち込む機器もございます。

○**中川京貴委員** そこを視察してきまして、いろんな機械、バイオの関係で評価をすると、県の受け入れとかそこに入っている企業の皆さんが大変感謝して

おりました。ぜひ、委員の皆さん方も現場を視察して、その仕組みがしっかりわかれば、そのよさがわかると思います。ただ一つだけ気になったのが、上里委員が質疑をしていた指定管理を受ける側、またそれを委託する側、その皆さん方が一つの会社が独占するということではなく、みんなにその権利がある部分ともう一つは、何億円もする機械ですから、もう1センチメートルも動かさないようなものが入っているんです。だから、中にも入れないような状況、温度調整もしっかりされているような状況の中で厳しく管理されて、また外部から人が入れないようなところもありましたので、そういった面では先端技術をいつている施設だと感じました。ぜひ、こういうすばらしいものを県として推進しながら、委員の皆様もぜひ現場視察していただきたいと、そうすればそのよさがよくわかると思います。以上で終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 1つ2つ確認ですが、最終的にこの沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターというものは、公設であるわけで、それは管理委託というものはやむを得ないわけで、ただ株式会社トロピカルテクノセンターだけの1社で、結局は入札というかそれをするということが問題なんですよ。それ以外に考えられるところはないのですか。

○武村勲新産業振興課長 指定管理者の募集については、一応公募という形で実施しております。9月から10月の60日間の期間を設けて、一般の方々も含めて募集をしております。その間、今回1件の応募であったわけですが、期間中に施設見学会というものを実施しまして、9月18日ー募集の最初の時期に、施設見学会を実施しまして、募集を呼びかけたんですが参加がなかったと。それで再度呼びかけようということで、2回目の見学会を10月に実施したのですが、そのほうでも参加者がいなくて、最終的に株式会社トロピカルテクノセンター1件の応募になってしまったという状況でございます。

○当銘勝雄委員 上里委員も質疑しておりましたが、結局TTCー株式会社トロピカルテクノセンターの専務が沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの長を兼ねるということですよ、確認です。

○武村勲新産業振興課長 現在は、取締役専務のほうがセンター長を兼ねてお

ります。

○当銘勝雄委員 そうなると、非常にその管理がうまくいくのかという感じがしてならないんですね。そこら辺の管理上の支障というものはないのか、どうでしょうか。

○武村勲新産業振興課長 管理のほうはセンター長の指示のもとになるんですけども、あと事務の職員—現在は6名の職員で管理しておりまして、事務、機械の保守管理、操作・指導ができる職員を配置しております。

○当銘勝雄委員 きょうは、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの方は見えているのかな。ちょっと聞きたいのですが、ゴーヤーの生ジュース、これは非常に効果のある、また今後非常に利用価値の高い沖縄県の特産品になるものなのですが、ゴーヤーは皆さんもわかると思うのですが、ゴーヤージュースをつくって置いておくとすぐ酸化するんですよ。ヒラミレモンもそうですよね。あれもすぐ酸化するんですよ。ヒラミレモンは余りあれなんですけど、ゴーヤーというものはグリーンが命ですので、このグリーンが消えたらはっきり言って、飲みたいという気持ちになれないですよ。だから、それを農業研究センターにグリーンを保持できる研究をなさいと言っているのに、やりきれないんですよ。これは、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの範疇になると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○武村勲新産業振興課長 今委員御指摘の件は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター、指定管理者のほうとも少し相談をしてみたいと思いますけれども、先ほど言いました自主事業の中で、いろんな企業から、個人からの要望を踏まえた受託加工というものに取り組んでおりまして、その中では野菜の粉末化ですとか、植物からの抽出液の成分分析をするような業務を企業にかかわって代行するようなサービスをしております。その中でもし提案があれば、そういう研究もやっていけるかなと思います。

○当銘勝雄委員 きょうは、指定管理の話なのでどうしろこうしろということは余計なことかもしれませんが、要望として言っておきますが、やはり自主研究ですね、株式会社トロピカルテクノセンターの自主研究とかこれは幅を広げて、沖縄県の産業の発展のためにはやるべきではないかと思いますので、そこは要望にとどめておきます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目和夫観光商工部長。

○勝目和夫観光商工部長 それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議会配付資料のうち、平成21年第6回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の75ページをお開きください。

この議案は、沖縄自由貿易地域の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

沖縄自由貿易地域の管理は、沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっております。

知事は、同条例第6条により、最も適切に当該施設の管理を行うことができる者を候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定することになっていることから、次の者を沖縄自由貿易地域の指定管理候補者として選定しております。

指定管理候補者は沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体、代表者は株式会社沖縄ダイケン、構成員は協同組合沖縄フリートレードゾーン、所在地は沖縄県那覇市松尾1丁目10番24号、指定管理期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までであります。

続きまして、配付資料について御説明申し上げます。

委員のお手元には指定管理者（候補者）の選定結果についてという資料を配付しておりますが、うち、沖縄自由貿易地域に係る4ページをお開きください。

なお、同資料内容は企業立地推進課のホームページでも公表しております。

沖縄自由貿易地域は、1対象施設にありますとおり、沖縄振興特別措置法第41条第1項の規定により指定された地域における企業立地の促進を図り、もって県内における産業及び貿易の振興に資するために設置された施設となっております。

ります。

指定管理候補者の選定に当たっては、この設置目的を踏まえ、2選定方法にあります指定管理者制度運用委員会において、審議がなされました。運用委員会の構成メンバーは、委員長である前沖縄県卸商業団地協同組合専務理事の名嘉啓行氏を始め、外部識者4名で構成されております。運用委員会は、平成21年8月27日に第1回運用委員会を開催し、募集要項及び審査基準について検討を行いました。また、平成21年11月6日に第2回運用委員会を開催し、指定管理候補者の審査を行いました。

指定管理候補者の選定を行う上での選定基準及び配点は、2の(3)選定基準等に示すとおりとなっております。なお、当該選定基準については、募集要項に記載し、応募者へも事前に告知しております。

当施設への応募者は、3選定結果にありますとおり、申請団体は沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体と沖縄ビルメンテナンス株式会社の2社でありました。採点方法は、選定基準に基づき4名の委員が応募者の採点を行い、4名の採点結果の合計得点が高い申請者を、指定管理候補者に選定いたしました。4委員の採点の結果、沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体が290点で、指定管理候補者に選定されました。選定理由は、提出された事業計画書等の内容が、沖縄県の産業振興を図るための施設の目的に合致しており、より安定した施設の管理が可能である点が評価されました。

以上が、乙第15号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 まず、基本的なことについてお聞かせください。申請をされたところが2団体ありますが、もう一つの団体の得点が全く書かれていないですよ。これは、どういう理由でそうなっているんですか。

○安里肇企業立地推進課長 2社の応募で、要するに残ったものが1社なものですから、企業の状況等というようなことで、一応公表の資料からは外してお

ります。

○上里直司委員 次の指定管理者のほうを見てみると、名前は全部書いてはいたないのですが、団体名が書いてあってA団体、B団体、C団体、これは次の議案ですけれども、点数は書いてあるんですね。同じ観光商工部が出している資料で、観光商工部長どうなんですか。別に落選したのならいいんですけれども、どうなんですか。

○安里肇企業立地推進課長 1社なものですから、公表の資料からは外しておりましたが、総計を申し上げますと263点でした。

○上里直司委員 指定管理者についてよりも、この自由貿易地域の現施設の運営について質疑をいたします。現在入居されている団体の数と、そのうち、とりわけ法が規定する施設・団体があるのかどうかについてお聞かせください。

○安里肇企業立地推進課長 現在、入居している企業は15社あります。規定に合致する企業かどうかという質疑ですが、当初想定している自由貿易地域那覇地区に適する業種として、製造業、梱包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、この5種を想定しておりました。そういう意味で、規定業種というものはこの5業種であります。現在、実は情報関連の企業も4社ほど入っております。これについては、臨時、例外的な措置として、当時65%程度の入居率で慢性的な自由貿易地域那覇地区の赤字を議会等でも指摘されながらきていたものから、当初の想定しない業種として、情報通信関連業については今申し上げたとおりです。

○上里直司委員 この施設に入居している企業の中で、この沖縄自由貿易地域に入居して得られる主な優遇措置の適用を受けている団体というのは、何団体くらいあるんでしょうか。

○安里肇企業立地推進課長 この地域に入居していただくと、業務認定というものを受けることができます。これは先ほど申し上げましたけれども、製造業等適用する11企業がありますが、この11企業についてはすべて認定を受けております。

○上里直司委員 認定は受けてはいらっしゃいますが、税制上の優遇措置とい

うものは、受けられていらっしゃるんですか。

○安里肇企業立地推進課長 税制上でいう優遇措置ですが、平成20年度で、法人事業税の優遇を受けているのが1件、あと固定資産税の優遇を受けているものが2件あります。

○上里直司委員 私はこの自由貿易地域というものは、ANAの国際貨物ハブ事業が開始して飛躍する可能性が出てきたと思っているんですね。後でまた質疑をいたしますが、カポタージュ規制の緩和ということも、皆さんのほうから特区申請をされておまして、こうしたことも考えると、自由貿易地域への入居のニーズが高まってくるだろうととらえているんですよ。そこで、そもそもこの施設が想定をしていないいわゆるIT関連、コールセンターの業種が入ってますけれども、この業種について、確かに施設の空き室が目立った時期があったから入居を呼びかけた状況もよくわかるんですけども、この施設について、今後どうしていくつもりなんでしょうか。

○安里肇企業立地推進課長 先ほど申し上げたIT関係の入居によって、実はことしの1月までは100%の入居率でした。経営の思わしくないIT関係の企業が撤退しまして、現在86%の入居率です。実は、あきが出たとたん、いろんなところから入居希望が出ております。その後の企業については、委員指摘の適用する業種の方の入居について、今調整を進めているところでございます。そういうような方向で持っていこうと思っております。

○上里直司委員 そもそもの話なんですけど、この施設に入居された方は、契約上、最長何年間施設に入居可能だということになっているんでしょうか。

○安里肇企業立地推進課長 一応、地方自治法上1年更新となっております。

○上里直司委員 私が今最初にIT関連の話をしました。そのわけは、もちろん県が誘致をして入れたということから、本来の施設に入居にかなう目的としている業種ではないけれども、皆さんは空き室を埋めるためにお願いをした、本来、入居してほしいという企業が出てきたときに、対応ができなくなっているのが現実なんですよ。私が聞いているのは、これは私も視察に1回行ったときに質疑をしましたけれども、個々について出て行ってもらおうというのは変ですけども、この更新を認めるか認めないか、または次に出てくる沖縄IT

津梁パーク施設も設置はされていますから、そこへの入居を促すとか、そういうことで対応していくべきなんだろうと思っているんですよ。その点についていかがですか。

○安里肇企業立地推進課長 おっしゃるとおりです。あきが出て以降、IT関係の企業が来た例はないんですが、もし来たら委員がおっしゃったとおり、沖縄IT津梁パーク施設という集積を図る施設もできつつありますので、そのように誘導していこうかというつもりでございます。

○上里直司委員 私は今から来るものではなくて、現在入居している企業についての話なんです。確かに、設備投資をされていて、その皆さんの気持ちはわかるんですが、現条例の取り決めの中で1年更新なんです。そして、使用協定という形で、使用承諾という形で、皆さんが許可をするという立場なんです。だから、それは賃貸借契約とは違って、使用者が地位的には権限を持っているわけなので、そこを行使して出て行けというわけではないんですが、政策的に、例えばここから出て行く企業については少し恩典をつけるとか、または優遇措置をつけるかといった形で、ここに入居する企業をもう少し精査をして入れるべきではないかと説いているんです。

○安里肇企業立地推進課長 社会通念上、来ていただいて1年更新だから、目的が合わないからというようなことは少しできないというのは、理解いただいているところなんです。ただ、今提案があったように、更新のときに今IT関係企業を集約できる施設もできつつありますので、少し検討させていただきたいと思っております。

○上里直司委員 社会通念上というものがあるのはよくわかります。ただ、その契約のあり方や、その地域が持つ本来の政策的な目的等をかいま見ると、やはり通念はあったとしても、政策どおりに事業を実施すべきなんだろうと思うんです。気持ちはわかるけれども、そのことと政策方針というものは、別の次元の話だと思うので、ぜひ契約更新時に、こういうところもありますとか、こういう施設もできましたのでどうでしょうかと、そして、その移転費用についても何らかの検討をしましょうというくらいの誘導を、ぜひ検討していただきますようお願いいたします。それでもう一つ、この施設と特別自由貿易地域に対して、先ほど話をしましたカボタージュ規制の緩和という特区申請をされています。このカボタージュ規制の緩和というものが、一体どういうものなのかとい

うことと、これが実施をされれば、この沖縄自由貿易地域がどうなっていくのかということについて、お聞かせいただけますか。

○安里肇企業立地推進課長 カボタージュ特区申請をことし11月12日付で、国に対して行っております。内容は2点ありまして、1点は沖縄県を中継拠点とした貨物を運送するときに外航船を使ってもいい—現時点では内航船、つまり日本の国の船しか使えないと。つまり、沖縄県と本土を結ぶ船ですね、そういう規制があるんですが、それも取っ払ってほしいというものが1点。それから、今質疑にありました特別自由貿易地域とか自由貿易地域那覇地区とか、沖縄県の中でのある特定のゾーンにある企業から出てくる、あるいはエリアから出てくる貨物について、内航船だけという規制を取っ払ってくれという内容になっております。その指定がもしなかったときの効果については、聞くところによりますと、三、四割、場合によってはもう少し運賃が安くなるのではないかと、そういうようなことを聞き取りの中で、船会社のほう等から聞いているケースもあるので、効果としては、やはり非常に企業誘致のインセンティブになると、それと現在、県内市場を上回る生産量を持つ企業の県外への輸出についても、大きな支援になるのかと思っております。

○上里直司委員 このカボタージュ規制の緩和が実現されると、自由貿易地域那覇地区がどういう状態になるのか、お聞かせいただけますか。

○安里肇企業立地推進課長 自由貿易地域那覇地区については、委員から先ほどありました那覇空港のハブ化とも関連して、それと那覇港の開発もあります。その関連の中で、自由貿易地域那覇地区の価値というものは、非常に高まるのであらうと思っております。それについては、現在調査を始めておりますが、今後どのような活用の仕方、どういう位置づけで自由貿易地域那覇地区に持っていったら、今申し上げたような連携の中で、より効果が出るのかということは今調査しているところであります。そして、その結果を見ながら、いろんなことを考えていきたいと考えています。

○上里直司委員 その規制の緩和を図ることによって、物流コストが軽減されると。メリットはあります。ただ県内の企業、船主や海運業の皆さん方にとってデメリットがあるのではないかという話を本会議でいたしました。そうすると、対象となるのは1社程度で、おおむね理解を得ているという話なんですが、この辺については、どのように調査をしてどういう形で大丈夫なのかというこ

とをお聞かせいただけますか。

○安里肇企業立地推進課長 現在、本土との定期航路を持っている船会社は、県内で1社です。そして、県外以外で定期航路を持っている船会社が7社あります。総貨物量でお答え申しますと、実は全体の0.03%ぐらいにしかありません。特別自由貿易地域と自由貿易地域那覇地区をあわせて、現在動いている荷物全体の0.03%程度の量なので、基本的な影響は軽微であろうと考えております。それから、県外の船会社7社についても、説明を今進めております。7社のうち4社は説明が終わりまして、それから業界団体である日本内航海運組合総連合会というものがありまして、そこへの説明は終わりました。そして、全体の感想で申し上げますと、この制度は企業誘致を図って製造業を振興したいという趣旨でやっているという説明については、基本的に皆さんは理解を示していただいていると聞いております。ただ、賛成か反対かについていうと、なかなか賛成というところまではまだいっていないのかと。ただ、これから誠意を尽くして説明をしていきたいと思っております。

○上里直司委員 県内の1社については理解を得ているということで、本会議でも答弁を受けました。そうすると、そういうことを目指そうとすればするほど、やはり自由貿易地域の施設のあり方というものは大切になってくると思うんです、そういう企業が進出してくるわけですから。やはり、さっき言った4社であれIT関連の企業であれ、本当に県が目指しているような企業に入居していただくべきだろうと改めて感じました。最後に1点だけ、ANAの国際貨物ハブが供用開始になって、ちょうど陸続きで行けるような距離なんです。そしてここでつくったものが、特別自由貿易地域で製造、または梱包したものがそのまま直接ANAの国際貨物ハブに行けるような、そういうような取り組みをぜひしていただきたいし、検討を始めていると思うんですが、その辺の取り組みのぐあいについて、最後に答弁をお聞かせいただけますか。

○安里肇企業立地推進課長 現地を見ていただいたらわかると思うんですが、海中道路の排気棟が今ちょうど真ん中あたりで建設中です。高い棟が立っています。そして、そのそばにもともとあった自由貿易地域那覇地区の用地がありまして、今そこは工事の関係で少し使えない状態なんですけど、工事が終わりましたらそこを戻していただいて、先ほど申し上げた調査の中で、どのような那覇空港とのつなげ方が一番適切かどうか、それを今検討しているところであります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 基本的な点から、今の上里委員と少しダブるところがあるんですが、ここの目的は沖縄振興計画で、特別にこの地域だけをいろんな優遇的な制度で企業立地、産業の振興をやる、それが加工・製造、中継・備蓄、品質・調整、展示・取引、この4つをやるところを誘致をして、そこに税制上の優遇措置を与える、そういう理解でいいんですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 はい。

○渡久地修委員 そういう優遇的な恩恵を受けている企業というものが、今入っているうちの15社のうち、幾つと言っていましたか。

○安里肇企業立地推進課長 受けられる状態になっている一つまり指定を受けているものは、15社のうち11社あります。事業認定を受けないと、優遇措置の対象になりません。そして、先ほど申し上げたように、3件だけが平成20年度に優遇を受けているということになっております。

○渡久地修委員 ということは、残りの12社というものは、別にこの地域にいらなくても、その外でも構わないということですか。

○安里肇企業立地推進課長 構わないかどうかの判断は私ではできませんが、税制の優遇措置を受けずにそこに入居しているということになっています。

○渡久地修委員 これは、この制度の趣旨からいって好ましくないと思うんですが、どうなんですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 やはり、本来の目的といろいろ県が想定しているものと現実の動きとは、なかなかうまく一致しないところはもちろんありまして、やはり制度の優遇措置の内容とか、そういう制度の拡充の件は、これまで国にいろいろ要望してきたところなんですけど、県が目指していた姿からすると、そのようになっていないという現状でございます。

○渡久地修委員 11企業は、その業種には指定はされているけれども、制度を利用されていないということですか。

○安里肇企業立地推進課長 個別事例で申し上げますと、台湾から精密機器を自由貿易地域那覇地区に搬入して、検査して送り返すというようなケースとか、海外から材料を輸入して加工して販売しているケースは個々にはあります。ただ、先ほど申し上げた優遇措置を受けるためには、投資をしなければいけない。例えば、金をかけて施設をつくるとか機器を入れるとか、そういうものを行った企業でないとメリットがないような制度になっております。それが、現在入居している企業にはないというようなことでございます。

○渡久地修委員 ここに15の会社の名前がありますが、先ほど優遇措置を受けている企業は3つと言っていましたね。この3つはどのような優遇措置を受けているんですか。

○安里肇企業立地推進課長 申しわけないのですが、個別にどういうことかについてはうちのほうでも把握できないと。ただ結果だけを、数字だけを教えていただいているようなことです。

○渡久地修委員 把握しているのはどこですか。

○安里肇企業立地推進課長 税務署です。

○渡久地修委員 自由貿易地域那覇地区に実際に入って優遇措置を受けているのは、先ほど3件と言いましたが、これは3社かもしれないし、2社かもしれないということですね。これは把握できませんか。

○安里肇企業立地推進課長 少し確認したんですが、やはりこれは私どもで個別に企業名を把握することはできないということになっております。

○渡久地修委員 観光商工部長おかしいね。県が許可して県が設置してやっているのに、そこの企業がその制度に合致しているかどうか、県が全くわからないという今の答弁は、納得できないんじゃないですか。

○勝目和夫観光商工部長 我々もヒアリングをいろいろやっているようです

が、その件はもう一度検討させていただきます。

○渡久地修委員 それで、入居の流れですよ。皆さんからもらった資料がありますが、入居手続の流れとして、事前調整、それから申請は内閣府、経済産業省から、次に地区税関にいて、その後県へということで、これらの15の企業は、全部事前調整や内閣府、経済産業省への申請というように、そういう流れで入居は決まったんですか。

○安里肇企業立地推進課長 事業認定を受ける場合には、今申し上げたような流れなんですけど、事業認定を受ける必要がない場合には、例えば税関の申請がいらないとか、そういうようなことになります。

○渡久地修委員 では、手続の流れから外れたことを今やっているんですね。

○安里肇企業立地推進課長 先ほど上里委員に申し上げたように、外れたこととか、臨時的な措置としてIT企業に入居していただいていると。これは、慢性的な赤字を何とか補てんしようというようなことの趣旨でやっておりますが、ただし産業の振興と雇用の確保については、非常に効果を上げていただいていると認識しております。

○渡久地修委員 では、制度上この入居の流れがあるのに、赤字だから入居者がいないから、それを省いてやっているというのは、どういう法的根拠、どういう条例の根拠に基づいてやっているんですか。皆さんが、いやこれは大変だから埋めないといけないというのはわかるんですが、どういう根拠でやっているのか。

○安里肇企業立地推進課長 そういうことができるというような規定になっておりまして、おっしゃるように個別の企業がどういう手続が適切かどうかについては、個別の事案で、こちらで適切な手続をさせていただいているということでもあります。

○渡久地修委員 では、今のこういう趣旨は、先ほど言った地域の機能とかということでやったけれども、なかなか埋まらなかったと。そして、皆さん方はいろいろ大変だからということで、それに合致しないところもぜひ入ってくれということでやった。入居率という点では、先ほど86%と言っていましたよね。

そうすると、制度の趣旨に合致するような企業が2社か3社になると、この入居率というものはどうなりますか。86%ではなく、何パーセントになりますか。

○安里肇企業立地推進課長 おっしゃるように、IT関係の企業を除いて考えますと、53%程度の入居率になります。

○渡久地修委員 その53%の中でも指定は受けているけれども、実際にはそういった趣旨に沿う仕事はやっていないと。あるいは優遇措置も受けていない、別にここに入っていないなくても、別のところでも構わないというのが先ほどの答弁だったと思うので、そういうものを除くと、本来の本当に自由貿易地域那覇地区にいておかしくないというものは、何パーセントですか。

○安里肇企業立地推進課長 適さない企業というものは、逆に言うと11社は一応先ほど申し上げた5業種には適用する企業ですから、その中で幾つかというようなことは少し違うのかと。15社のうち11社は、先ほど申し上げた製造業等々の適用する業種として入居しております。ただ、優遇措置については活用していないとうことであります。

○渡久地修委員 それで施設使用料ですが、これは近隣よりもそこは安くしているんですか。

○安里肇企業立地推進課長 先ほど申し上げたような事情で、入居率を上げるために、周囲よりは若干下げているということになっております。

○渡久地修委員 さっきの沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの入居でもあったと思うんですが、皆さん方の特別な制度でやっているから、賃貸料というものはかなり低く設定しているんじゃないかと思うんです。そして、税の優遇措置もやるということをやっているわけだから、そこに来る企業にはかなり安くしているんじゃないですか。

○安里肇企業立地推進課長 周辺不動産の価格がどれくらいかというのは、実は調査したことはないんですが、おっしゃっていたかなりという認識ではなくて、少し安いというような認識で今設定をさせていただいています。

○渡久地修委員 かなりかも少しかもわからないというのは、ちょっと本会議

だったら大騒ぎになるよ。

○安里肇企業立地推進課長 何年か前に改正したときには調べたようですが、申しわけございません。今手元にそこら辺の細かいデータを持ち合わせていないものですから。

○渡久地修委員 近隣の地価との比較はわからないけれども、少しだと言うと言っていました、そこは正確に調査して、委員の皆さんにぜひ資料をお配り願えませんか。

○勝目と夫観光商工部長 今の件についても調整したいと思います。

○渡久地修委員 それで、コールセンターと銀行が入っていますね。そういったところは、そもそも自由貿易地域那覇地区の趣旨には沿っていないけれども、やむを得ず皆さん入居を認めたということで理解してよいですか。

○安里肇企業立地推進課長 そのとおりです。

○渡久地修委員 その際の入居手続というものは、少しくどいようですが、皆さんのどこから始まるんですか。すぐ県の段階ですか、内閣府とか沖縄地区税関を飛び越えて、すぐ県でオーケーということですか。

○安里肇企業立地推進課長 当然に希望がありましたら、個別に企業と担当が話をします。企業としてちゃんとできている企業かとか、そういう事前審査を踏まえたら、ある程度ちゃんとした企業で大丈夫というような担当者とのやりとりであれば、入居申込書を出していただきます。そうした上で、事業認定が必要かどうかによって分かれていますが、事前調査を経て入居申込書を受けたら、もう一度課内で調整をして、適切だという判断が出たら県の中で決裁をして、入居を認めていくという手続になります。

○渡久地修委員 では、内閣府、経済産業省、沖縄地区税関は飛び越えるんですね。

○安里肇企業立地推進課長 事業認定が必要なければ、この分は省略されると考えております。

○渡久地修委員 では、内閣府、経済産業省、沖縄地区税関は、その企業が入っていることは知らないんですか。そこの了解はとっていないんですよね。知らないし、また知らないということで理解していいんですか。

○安里肇企業立地推進課長 こういう申請の中ではかかわりませんが、内閣府等とは常に企業の入居状況等資料のやりとりをしますので、それは内閣府には伝わる仕組みはあります。それから、沖縄地区税関については税の関係がないですから、そういう意味での税関との調整はないと考えております。

○渡久地修委員 では、この自由貿易地域那覇地区の中に、自分たちのところを通さないで、認定外のところが入ることに対して、経済産業省も内閣府も一応は知っている。沖縄地区税関は知らなくてもいいというような今感じだったので、そうなってくると、こういう地域に税関としてまた問題になるんじゃないか、経済産業省も、それで了解ということなんですか。

○安里肇企業立地推進課長 大変失礼しました。自由貿易地域那覇地区の中に沖縄地区税関の事務所がありまして、常に情報は交換しているということになります。

○渡久地修委員 ですから、了解のもとでやっているわけね。

○安里肇企業立地推進課長 沖縄地区税関が了解するかしないかというのは、関税法上の許可を与えるか与えないかというようなことですので、入居と事業認定とは別ですから、入居のオーケーについては県のほうで許可を出します。

○渡久地修委員 いずれにしても、経済産業省も沖縄地区税関も、県がそういう許可を出したということは了解しているわけですね。

○安里肇企業立地推進課長 了解というよりも、承知していただいていると。

○渡久地修委員 それで指定管理者ですけれども、沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体ということなんですけれども、この名前からすると、ここに入居している人たちが運営協同企業体をつくっているのか、あるいは全く別の一先ほ

どの株式会社トロピカルテクノセンターは幾つもの企業がありましたよね。この管理運営共同企業体というものは、幾つの企業でどういったところがつくっているのか。それともう一つ、協同組合沖縄フリートレードゾーン、この2つが一緒になってやっているような感じがするんですが、この協同組合沖縄フリートレードゾーンというものも、どういったものなのか教えてください。

○安里肇企業立地推進課長 先ほど質疑のあった沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体というものは、代表団体が株式会社沖縄ダイケン、それから構成団体として協同組合沖縄フリートレードゾーンと、この2社が共同企業体をつくって指定管理者となっております。そして、質疑のあった協同組合沖縄フリートレードゾーンは入居企業が会員となって設立された事業組合です。現在会員数は9社となっております。

○渡久地修委員 では、15社のうち9社がこの協同組合に加盟している。そして、運営共同企業体というものは株式会社沖縄ダイケンと協同組合沖縄フリートレードゾーンの2つの共同体という意味ですね。共同企業体の中に、ほかにもあるというわけではないんですね。

○安里肇企業立地推進課長 はい、そのとおりです。

○渡久地修委員 そこの中に入る企業が、そういう組合をつくって指定管理者になると。入るところが指定管理者になるということは、できるんですか。

○安里肇企業立地推進課長 それは資格上特に問題はありません。今回の場合、株式会社沖縄ダイケンがまず代表になっていただいておりますので、特に問題はないです。代表になっているからではなくて、協同組合沖縄フリートレードゾーンの中に入っていただくということについて、特に問題はないです。

○渡久地修委員 そうすると、指定管理者の中に入っている9社は、ここでのいろんな使用料とかは当然支払いますか。

○安里肇企業立地推進課長 当然、県に払います。

○渡久地修委員 大体わかりました。観光商工部長、この自由貿易地域那覇地区は、やはり今議論してきたとおりなかなかうまくいっていないんですね。次

の議論の特別自由貿易地域も含めて、そんなにうまくいかない理由はどこにあるんですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 企業からのいろんなヒアリングとかやって、なかなか優遇措置のハードルが高いとかいろんなお話があります。こういったことも含めて、過去にいろいろ制度改正の要望などをやっているんですが、企業側が求めるようなものには至っていないという現状が一番大きいんじゃないかと思っています。

○渡久地 修 委員 もう終わりますが、私はやはりもっと産業振興という大きな視点では、前から言っている第1次産業とか地場産業育成、そういったものを土台にした方向でやらないと、企業誘致とか外から持ってくるとか、そういう視点だけではなかなかうまくいかないのではないかと思っているので、もっと第1次産業を土台とした大きな戦略をつくる必要があるのではないかと思っています。

○玉城 ノブ子 委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島 明男 委員。

○前島 明男 委員 この自由貿易地域那覇地区が運用開始されて、もう何年になりますか。

○安里 肇 企業立地推進課長 自由貿易地域那覇地区がスタートしたのは昭和63年ですから、21年になります。

○前島 明男 委員 その間、あきがあつたりいろいろしてますよね。だから観光商工部長のお話にもありましたように、そんなに私は魅力のある制度じゃないと思うんです。だからあきになっているし、現在でも入居率が86%ということなので、私はこの沖縄自由貿易地域という名前からして、非常に期待の持てる制度じゃないかと思って、将来那覇軍港が返還されたとき、あの地域は絶対に広がっていくものかと思って期待もしていたんですが、これまでのいろんな各委員とのやりとりを聞いていまして、本当に魅力のない制度だと思っているんですが、観光商工部長いかがですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 なかなか今の現状からすると、委員おっしゃられる

指摘は当たっていると思います。我々もそのために今調査を入れて、新しくカボタージュ規制の緩和も今申請しているように、いろんな仕組みをさらに考えていきたいと思っております。

○前島明男委員 そのようなものであれば、いっそのこと自由貿易地域那覇地区を返して、一般の普通の賃貸事務所のようなものにして、広く一般に使えるようなものにしたほうが私はいんじゃないかと。そういうふうにして、あの地域を拡大していったほうがよりよいのではないかと思うんですが。今のまましがみついてもどうしようもないと思うので、自由貿易地域那覇地区を返しますということで、新しく別の方向に転換していったらどうかと思うんですが、いかがですか。

○勝目と夫観光商工部長 白紙に戻すかどうかは別にして、我々としては、我が国で唯一といううたい文句がありますので、やはりもっと魅力あるような地域にできないかということで、そういう方向でまず頑張りたいと思います。

○前島明男委員 日本のいろんな制度からして、中央とやりとりして、それで将来展望は開けますか。

○勝目と夫観光商工部長 今交付金も一括交付金とか一国二制度の話とか、新しい政権の中でいろいろ動きがありますので、本当に魅力的な制度にできるかどうかということも、国と相談してやっていきたいと思っております。

○前島明男委員 21カ年もやってきて今のような状況では、私は将来展望はないと思う。ですから、思い切って新しい方向へ考えを変えたほうがいいと思います。そういうことを要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後12時6分 休憩

午後1時23分 再開

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、乙第16号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目と夫観光商工部長。

○勝目と夫観光商工部長 それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議会配付資料のうち、平成21年第6回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の76ページをお開きください。

この議案は、沖縄IT津梁パーク施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

沖縄IT津梁パーク施設の管理は、沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっております。

知事は、同条例第6条により、最も適切に当該施設の管理を行うことができる者を候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定することになっていることから、次の者を沖縄IT津梁パーク施設の指定管理候補者として選定しております。

指定管理候補者はFROM&TTCコンソーシアム、代表者は特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構、構成員は株式会社トロピカルテクノセンター、所在地は沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター5階、指定管理期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までです。

続きまして、配付資料について御説明申し上げます。委員のお手元には、指定管理者（候補者）の選定結果についてという資料を配付しておりますが、うち沖縄IT津梁パーク施設に係る7ページをお開きください。

沖縄IT津梁パーク施設は、1対象施設にありますとおり、情報通信産業等を中核とした産業集積の形成及び活性化を促進し、もって県内における情報通信産業等の振興に資することを目的として設置されております。

指定管理候補者の選定に当たっては、この設置目的を踏まえ、2選定方法にあります指定管理者制度運用委員会において、審議がなされました。運用委員会の構成メンバーは、委員長である琉球大学教授の名嘉村盛和氏を初め外部識者4名で構成されております。運用委員会は、平成21年8月25日に第1回運用委員会を開催し、募集要項及び選定基準について検討を行いました。また、平成21年11月4日に第2回運用委員会を開催し、指定管理候補者の審査を行いま

した。

指定管理候補者の選定を行う上での選定基準及び配点は、2の(3)選定基準等に示すとおりとなっております。なお、当該選定基準については、募集要項に記載し、応募者へも事前に告知しております。当施設への応募者は、3選定結果にありますとおり、申請団体はFROM&TTCコンソーシアムを含め4団体でありました。

採点方法は、選定基準に基づき、4名の委員が応募者の採点を行い、4名の採点結果の合計得点が高い申請者を、指定管理候補者に選定いたしました。4委員の採点の結果、FROM&TTCコンソーシアムが307点で、指定管理候補者に選定されました。選定理由は、提出された事業計画書等の内容が、沖縄IT津梁パーク施設の設置目的に沿った、施設の管理運営を安定して行う上で十分な内容であり、委員会における総合評価も第1位であることから、最も適切に沖縄IT津梁パーク施設の管理運営を行うことができると認められました。

以上が、乙第16号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 先ほど午前中に渡久地修委員からもありましたが、この4位までの団体ですか、応募された4団体、これは沖縄IT津梁パーク施設にみんなおさまっている企業でしょうか。

○米須清光情報産業振興課長 今の4団体というお話は、FROM&TTCコンソーシアムとAからCの4団体ということです。4団体に関しましては、沖縄IT津梁パーク施設のほうに入っている団体ではございません。構成員の中で、特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構がありますが、こちらにつきましては、A棟のほうにアジアOJTセンターの事業主体として入居はしております。

○仲宗根悟委員 現在、この沖縄IT津梁パーク施設には、この4団体はいずれも入っていないということですか。

○米須清光情報産業振興課長 説明が足りませんでしたけれど、特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構は、A棟のほうに入っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 まず選定された特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構という団体は、県とはどういう関係なのか、また、この団体そのものが複数の団体等から成り立つ団体なのか、そのことについてお聞かせください。

○米須清光情報産業振興課長 特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構は、平成11年4月に設立をされておりますけれども、沖縄県の情報通信産業を振興するために民間主導の自立型経済を目指して、沖縄県マルチメディアアイランド構想というものを着実に具体化するために、県内の大学、自治体それから沖縄電力株式会社を含め県内企業が参加してできた団体であります。64団体が加盟しております。

○上里直司委員 そうすると、県はこの団体には出資はしていないということですか。

○米須清光情報産業振興課長 出資はございませんが、年6万円の会費を納めております。

○上里直司委員 非常にささいなことなんですが、この特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構が入っている所在地は小禄1831番地の1、これは沖縄産業支援センターですよね。そして、この選定を行った指定管理者制度運用委員会の委員の中には、株式会社沖縄産業振興センター課長という方がいらっしゃるんですが、沖縄産業支援センターの施設に入居している企業が、運用委員会の委員の構成になることは、非常に不適當というというか不適切ではないんでしょうか。

○米須清光情報産業振興課長 特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構は、産

業支援センターの施設の1室を借りているという関係がございますので、株式会社沖縄産業振興センターが出資をしている団体とも違いますので、その辺は問題ないと考えております。

○上里直司委員 沖縄産業支援センターというものは、株式会社沖縄産業振興センターが管理をしている施設ということでしょうか。

○米須清光情報産業振興課長 産業振興センターは、産業支援センターの施設を管理しているところです。

○上里直司委員 これはささいなことと申し上げたけれども、株式会社沖縄産業振興センターというものは、ただ単に施設に入居、管理している団体ではないはずなんです。これは、先ほどの沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターであるとか、株式会社トロピカルテクノセンターであれども、これはインキュベート施設として、会員、入居企業の便宜を図ったり、例えばコーディネートをしたりする、そういう機能を有しているはずなんですよ。したがって、入居している企業だから関係ないんだというような説明では不十分だと思うんですよ、どうでしょうか。これは株式会社沖縄産業振興センターのあり方からすれば、特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構の皆さん方と接触はあるし、よく知っているんじゃないでしょうか。

○米須清光情報産業振興課長 特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構そのものにつきましては、単独で活動している企業でありまして、その場所を沖縄産業支援センター内の1室をお借りしているという関係だと考えております。

○上里直司委員 平行線かもしれないけれども、そうじゃないんです。株式会社沖縄産業振興センターというものは、そもそも管理だけではないんですよ。皆さんいろんな事業をやっている中で、ただ管理している企業ではないと思うんですよ。恐らく沖縄IT津梁パーク施設もただ管理をするだけの話ではないはずなんですよ。コーディネートをしたりとか、適切な処置を行ったり、支援をしたりというような密接な関係があるんですよ。これは当然なんですよ。だから、私としては、本来この指定管理者制度運用委員会には、こうした団体が施設管理者としてもし申請をしているならば、本来指定管理者制度運用委員会の委員から除外すべきだったんだろうと思っております。この辺観光商工部長、どうでしょうか。

○勝目和夫観光商工部長 情報産業振興課長から説明がありましたとおり、一応部屋を借りているということで、直接、株式会社沖縄産業振興センターとは我々は関係ないと思っております。この委員会に構成された背景は、要するにマネジメントー先ほど委員からもお話がありましたけれど、そういういろんな企業、入ってくるマネジメントのノウハウを参考意見として、こちらで委員会に反映させるということの趣旨から、構成員の一員として選ばれたと聞いてはおります。

○上里直司委員 この選定そのものに疑義を唱えるわけではないけれども、指定管理者の選定そのもののあり方に曇りがあってはならないというようなことなんですよ。マネジメントとおっしゃったーまさにマネジメントということは、入居施設の企業との調整をうまくやる話ですから、当然それは入っているんだろうと思っています。平行線ですから、ここはいいです。続きまして、この沖縄 I T 津梁パーク施設ですね、たしか6月でしたか開業しましたけれども、入居は現在埋まっているのですか。

○米須清光情報産業振興課長 中核機能支援施設 A 棟が6月から運用を開始しておりますけれども、現在、企業数で5社入居しております、98名の方がこちらで仕事をしております。入居状況につきましては、A棟のほうで一部利便施設ー喫茶店をつくるスペースがございますけれども、そちらのほうの入居がまだでございます。残りは全部埋まっております。

○上里直司委員 中核機能支援施設 A 棟についてはほぼ埋まっているという状況は確認しましたが、B棟は今建設中ということで、B棟の完成はいつになるんですか。

○米須清光情報産業振興課長 B棟の完成は、来年の8月を予定しております。

○上里直司委員 この指定管理者は、沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例のときにも少し議論をさせていただきましたが、このA棟を管理するというか、ホスト機能を持つところに管理をしますけれど、当然B棟の運営にもかかわるという前提で選定にかけられているんですか。

○米須清光情報産業振興課長 今回の指定管理者の業務範囲につきましては、

来年9月から運用を予定しておりますB棟の管理も入っております。

○上里直司委員 そうであれば、これからの話ではあるんですが、例えば、企業立地推進課が先日、沖縄経済特区視察ツアーというものを開催しているんですね。企業立地推進課だけではなくて、情報産業振興課もかかわっていらっしゃるかと思うんですけども、こういう特区ツアーだとか、こういうものをPRをする、または入居を呼びかけるというような機能というか、そういう業務もこの指定管理者は負っていらっしゃるんですか。

○米須清光情報産業振興課長 企業の誘致等につきましては、県の業務の範疇としてとらえております。ただ、施設の見学に来られたりとか、そういうところの対応に関しましては、指定管理者の範疇になります。

○上里直司委員 私は、せつかくというか、民間のノウハウというわけですから、どういう企業を誘致をしようかと、どういう企業が成長力ある、また可能性があるという情報を入手する力も、民間の団体の方のほうがやはり早いわけなんですよ。その意味では、確かに県は責任あるとおっしゃったんですけども、沖縄IT津梁パーク施設自体どういう施設にしていくのか、どういう企業を呼び込むのかというノウハウそのものも、私は指定管理者にある程度の部分で負ってもらわなければいけないと思っておりますので、ぜひその辺のことについて検討をしていただけないでしょうか。

○米須清光情報産業振興課長 特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構、株式会社トロピカルテクノセンターも含めて、IT産業の振興については、非常に県内で活動もしておりますので、県といたしましても情報交換、協力をしながら、企業誘致に努めてまいりたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 2月議会で沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例が出ましたよね。あのときに質疑しましたけれど、先ほどの自由貿易地域那覇地区もいわゆる製造業とかそういったものを予定していたけれども、なかなか埋まらなくて、いろんなどころが入ってきていると。ここも特別自由貿易地域ということで開発したけれども、実際上は土地も売れないということで、

これとは全く関係ないIT企業をもって来たということで質疑しましたけれども、ちょっと確認ですけれど、そのように土地造成をしたけれども売れているのは何パーセントでしたか。

○安里肇企業立地推進課長 これは、前回の議会でもお答えしたかもしれませんが、純粹に分譲ということで、売り切っているのが2.1%です。

○渡久地修委員 この特別自由貿易地域も今のままいくと、先ほどの自由貿易地域那覇地区と同じような運命にならないかというものがあるので、私たちは、あのときかなり批判しましたけれど、やはりこういったやり方はだめではないかということを指摘したので、先ほどの自由貿易地域那覇地区でやったから、それを前提として聞きます。6月から開業していると言っていました、今はどこが管理していることになるんですか。

○米須清光情報産業振興課長 県のほうで直接管理していることになります。

○渡久地修委員 これを見ると、先ほどの沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターも、TTC-株式会社トロピカルテクノセンターとの関係でTTCを強化すればいいじゃないかと言ったときに、以前そんな議論があったと言っていましたけれども、この沖縄IT津梁パーク施設も結局TTCもそういったあれを持っているわけだから、これをつくるときもそういった議論はありましたか。

○勝目和夫観光商工部長 TTCとの関連の議論は全くありませんでした。

○渡久地修委員 この指定管理者-特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構と株式会社トロピカルテクノセンターの共同申請ということになっておりますね。先ほどの自由貿易地域那覇地区のものは、共同企業体となっていましたけれど、共同申請と共同企業体というものは一緒ですか、違うのですか。

○米須清光情報産業振興課長 コンソーシアムということで、共同企業体と考えてよろしいかと思います。

○渡久地修委員 これは言ってみれば、特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構も株式会社トロピカルテクノセンターも、それぞれ単独で指定管理を受ける、

力量があるんじゃないかと、あるいはなくてこうなったのか、あるいは県が指導して2つをまとめたのか、どっちなんですか。

○米須清光情報産業振興課長 両方の組織とも過去に実績がございますので、単独でも可能かと思いますが、今回は特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構と株式会社トロピカルテクノセンターが共同で申請をしてきたということで、県の指導とかそういうものはございません。

○渡久地修委員 それで、特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構は出資ではないんですか。

○米須清光情報産業振興課長 特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構は資本金がございませんので、県からの出資はございません。会員としての年会費ということで、6万円を納めております。

○渡久地修委員 それで、株式会社トロピカルテクノセンターは43団体が出資して株式会社をつくっているんだけど、この特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構に加盟する64団体と43団体というものは、かなりの数がダブっているんじゃないですか。

○米須清光情報産業振興課長 特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構は、NPO法人ー特定非営利活動法人になっておりまして、委員のおっしゃるとおり、県内企業、銀行を初めいろんな企業が参加しておりますので、両方にダブっている企業は多々あると思います。

○渡久地修委員 こういう共同企業体になるときは、特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構が代表者になっているわけですね。あと、現在入っている5社、それぞれの業務内容を簡潔でいいですから、沖縄IT津梁パーク施設に当然入る、該当する中身だと思えるんですけども、簡単にその業務内容を教えてください。

○米須清光情報産業振興課長 5社入っております、まず株式会社レキサスは県内企業でございますが、ソフトウェア開発、それからサース事業といたしまして、ソフトウェアをネットで提供する企業でございます。それから2番目に、株式会社沖縄ソフトウェアセンターで、こちらはオフショアー簡単に言います

と本土からの仕事を沖縄が請け負って本土のほうへ仕事を返すということで、ある意味で、県内の企業がオール沖縄でつくった企業で、ソフトウェア開発やシステム開発等を行っています。それから、沖縄クロス・ヘッド株式会社で、こちらに関しましては、本土のほうから沖縄県のほうに進出していただいた企業で、データセンターの管理とかASPのサービス事業等を実施しております。それから4番目に、NPO法人フロム沖縄推進機構で、こちらはアジアOJTセンターというものを構築しておりますけれども、人材育成を主にやっております。それから5番目に、ソニーサプライチェーンソリューション株式会社が入っておりますが、これはソニーの物流関係を扱う企業で、沖縄県では豊見城市のほうで150名くらいの規模で進出をしておりますけれども、新たに沖縄IT津梁パーク施設のほうに事務所を構えて業務を開始したという状況でございます。

○渡久地修委員 今のNPO法人フロム沖縄推進機構とソニーサプライチェーンソリューション株式会社の説明によると、NPO法人フロム沖縄推進機構は人材育成、それからソニーサプライチェーンソリューション株式会社は物流という説明だったんですが、私の理解力からすると、設置目的が情報通信産業等と一ほかのところはソフトウェアとかそういったもので該当するんじゃないかと思うんだけど、これだけの説明だと人材育成とか物流とかになると、沖縄IT津梁パーク施設の設置目的からしてどうなんですか、ちょっとした疑問なんですけれど。

○米須清光情報産業振興課長 沖縄IT津梁パーク施設の中には、人材育成、ソフトウェア開発を含め、高度な人材を輩出するというための人材育成機能も入居の要件となっております。それから、ソニーサプライチェーンソリューション株式会社も、ITを使ってそういう情報のやりとりをするということで、BPO事業というようなどらえかたをしておりますが、沖縄IT津梁パーク施設の中で、民間企業に進出していただいて、BPO事業を行う企業も入居の要件には合致しております。

○渡久地修委員 設置目的には、情報通信産業等を中心にしてとありますが、皆さんがいう人材育成というものからすると、結局かなり広い範囲でここに入れるということになるんですか。

○米須清光情報産業振興課長 人材育成とは、IT関係の人材育成が主になり

ます。アジアOJTセンターにつきましては、これからアジアとのつながり、アジアの技術者を県内で企業が使う、あるいは県内の企業対アジアの中国、ベトナム等の企業が業務をやるときに、橋渡しをしてくれるブリッジSEという職種が必要となってきますが、そういうものをこちらのほうで一例えば生活習慣とか言葉とかそういうものの人材育成も行えるという形の役割を持っております。

○**渡久地修委員** 情報通信産業等ということになっておりますけれど、そうなると、コールセンターもここには入ることができるということになるんですか。

○**米須清光情報産業振興課長** コールセンターにつきましては、中核機能支援施設ではなくて、民間のITビルを建てる計画がございますけれども、そこにビルを建てていただいて、コールセンターが入ることも可能です。

○**渡久地修委員** ここにはコールセンターは入れないということでもいいわけですよ。

○**米須清光情報産業振興課長** 中核機能支援施設には、コールセンターは想定しておりません。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**玉城ノブ子委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、観光商工部関係の陳情平成20年第201号外6件の審査を行います。

ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

勝目 和夫 観光商工部長。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 観光商工部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明申し上げます。

まず初めに、委員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

観光商工部関係は、継続陳情が3件、新規陳情が4件となっております。継続陳情の3件につきましては、前定例会にて説明した処理方針と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

では、新規陳情について、御説明申し上げます。お手元の説明資料6ページをお開きください。

陳情第191号じん肺被災者の早期救済を図るトンネルじん肺基金創設とじん肺やアスベスト被害の根絶を求める陳情、陳情者は2009年なくせじん肺全国キャラバン沖縄実行委員会全日本建設交運一般労働組合沖縄県本部執行委員長東江勇、陳情要旨は省略しそれぞれの事項に対する処理方針を御説明いたします。

まず、次の項目1から7について説明します。

1、造船所及び坑内作業の粉じん作業については週5日、1日実働8時間とし、超過勤務を禁止し、じん肺有所見者については、直ちに実働1日8時間、週40時間とし、超過勤務を禁止すること。

2、造船所におけるすべての粉じん職場において、定期的な粉じん測定及び測定結果に基づく評価を義務づけること。

3、造船所における粉じん暴露労働時間が一定の時間を超えた者は、粉じん作業に就労させないよう禁止すること。

4、粉じん障害防止規則を改正し、造船所におけるすべての粉じん職場において、防じんマスクの支給・装着を義務づけること。

5、定期的な粉じん測定の結果に基づき、第3管理区分に区分された構内の作業場においても、粉じん濃度改善のための措置を義務づけること。

6、石綿及び石綿含有製品の製造等を直ちに全面禁止し、特に届け出が義務づけられている一定規模の石綿除去工事においては、労働基準監督官が立入調査し、管理、指導を実施すること。

7、すべてのアスベスト暴露者に健康管理手帳を交付し、労災に特別加入していたひとり親方には直ちに交付し、受診できる医療機関を大幅にふやすこと。

以上の項目については、一括して処理方針を申し上げます。

石綿被害を含むじん肺根絶に向けた対策については、専門的な立場からの検討を含め、労働安全衛生関係法令の改正等、基本的に国においてなされるべきものであると考えております。観光商工部では、これまでも、なくせじん肺全国キャラバン沖縄実行委員会からの要請を受けて、国に要請の内容を伝えておりますが、今後とも、国の対応を見守りつつ、労働局等関係機関と連携し、安全衛生の向上及び関係法令の周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

す。

次に、８、じん肺根絶を求める意見書を内閣総理大臣及び関係省庁へ提出することについて、平成19年6月に、トンネルじん肺訴訟原告団と国との間でトンネルじん肺防止対策に関する合意書が締結され、和解が成立しました。県としましては、国のじん肺防止に向けた合意内容の履行状況を見守っていきたいと考えております。

次に、８ページをお開きください。

９、振動障害患者の切り捨てにつながる振動病認定基準の拙速な改定を行わないよう求める意見書を国会及び内閣総理大臣に提出することについて、労働災害の認定に関する業務は国の所管であり、認定基準の改定は国において判断されるべきものと考えております。

以上が、陳情第191号の処理方針でございます。

続きまして、説明資料の９ページをお開きください。

陳情第194号平成21年度中城湾港(新港地区)振興に関する陳情、陳情者は中城湾新港地区協議会会長名護宏雄、陳情要旨は省略し、それぞれの事項に対する処理方針を御説明いたします。

１、産業用電力の全国水準料金等流通加工港湾としての振興促進を図ることについて、沖縄電力株式会社によれば、電気料金については、電気事業法に基づき、各電力会社が決め、経済産業大臣の認可を受けることとなっております。具体的には、経済産業省令の規定により、各電力会社が需給計画、設備計画等に基づき、総原価費を算定し、用途に応じた料金を設定しているため、特定用途の電気料金のみを特別に安価にすることは制度上できないとのことです。

次のページをお開きください。

２、現在の社会情勢に応じた、減額制度に見られる変更など、特別自由貿易地域の企業誘致の現況や課題を説明することについて、企業誘致については、県政の最重要課題として位置づけており、首都圏での企業誘致セミナーで知事先頭にしたトップセールス等を行っております。

分譲用地への企業の立地については、分譲価格が高いこと、交通・物流コストが高いことなどの課題を踏まえ、分譲価格の減額制度、物流支援事業などに加え、企業立地サポートセンターによる立地企業への日常的な操業支援などの取り組みを行っております。

また、物づくり産業を下支えする金型などのサポーティング産業の集積を図るために、サポーティング産業誘致型賃貸工場を平成22年度に供用開始いたします。今後とも、このような取り組み等について、中城湾港建設事務所において開催される港湾利用推進情報交換会の場において、説明してまいります。

次に、3、IT津梁パーク事業の現況及び今後について説明することについて、IT津梁パーク事業については、中城湾新港地区協議会から文書により情報を提供するよう要望があったため、平成21年12月2日付で同協議会あてにIT津梁パーク事業の現況及び今後の計画等に関する文書を送付しております。

以上が、陳情第194号の処理方針でございます。

続きまして、説明資料の11ページをお開きください。

陳情第209号駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する陳情、陳情者は全駐留軍労働組合沖縄地区本部執行委員長與那覇栄蔵、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

政府の行政刷新会議における事業仕分け作業で、駐留軍労働者の給与水準について見直しを行うとの結論が出されたことについては、極めて遺憾に思っております。

見直しが実施された場合、駐留軍従業員の生活はもとより、県経済等に与える影響が大きいと予想されることから、県としては、給与が引き下げられることがないように、国に対して強く要請してまいりたいと考えております。

以上が、陳情第209号の処理方針でございます。

続きまして、説明資料の12ページをお開きください。

陳情第214号駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する陳情、陳情者は沖縄駐留軍労働組合執行委員長島仲正晴、陳情要旨については省略いたします。

また、処理方針については、先ほど申し上げました陳情第209号の処理方針と同様となっておりますので、省略させていただきます。

以上が観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 新規のじん肺に係る陳情は、これは陳情に関する説明資料の6ページですかね。ここで言っているいわゆる粉じんによる被害ですが、トン

ネルといったら本土のように浮かぶんですが、沖縄県も結構トンネル工事があ
りますよね。沖縄県ではトンネル工事というものがどれくらいあるのか。それ
と、ここで言っている造船所はどれくらいあるのか。あるいは、アスベストは
沖縄県では大きな問題だと思いますが、粉じん被害について、陳情で出ている
現場というか企業がどれくらいあるのか教えてください。

○湧川盛順雇用労政課長 トンネル工事の状況だとか箇所数については、恐縮
ですが今把握しておりません。あと造船所については、県内全部で十七、八の
造船所があることになっているんですが、その中で今回のじん肺に関連する鉄
製の造船をする造船所については、県内2件だと把握しております。

○渡久地修委員 アスベスト被害についてはどうですか。

○湧川盛順雇用労政課長 軍関連については、沖縄駐留軍離職者対策センター
の統計によると約100名程度に対して健康管理手帳を交付しているということ
は把握しておりますが、一般については把握しておりません。

○渡久地修委員 軍関係では、100名のアスベストによる患者ですか。

○湧川盛順雇用労政課長 患者ではなく、健康管理手帳の交付者の数が約100
名と聞いております。

○渡久地修委員 この健康管理手帳の交付者というものは、どういう定義づけ
になるんですか。

○湧川盛順雇用労政課長 健康管理手帳とは、がんとかじん肺とかそういった
もののように、発病までに潜伏期間が長くて、重篤な結果を起こす疾病にかか
るおそれのある人々に対して、これらの疾病の早期発見に努めていただくとい
うことで、健康診断を無料で実施できるように交付する手帳を言っております。

○渡久地修委員 軍関係で100名と先ほど言っていましたが、それ以外の民間
ではこのじん肺アスベストの実態を掌握していますか。

○湧川盛順雇用労政課長 軍以外はこちらでは把握しておりません。

○渡久地修委員 それと先ほど造船所一鉄を扱う造船所は2カ所と言っていました、これは粉じんというのは造船所だけですか。例えば、車の修理工場や鉄工所とか、そういったところでは同じように粉じんというものは相当出ると思うんですが、その辺は全く対象外ではないですよ、同じですよ。

○湧川盛順雇用労政課長 一応、じん肺というものを調べてみますと、鉄鉱採掘だとか石材の加工であったり、もしくは金属の研磨、今おっしゃるようなことも含まれていると思うんですが、そういう工事などを通じて粉じんを吸収して、それが原因で起こる職業病と定義されております。そして、今おっしゃるようなことも対象になっているかと思えます。

○渡久地修委員 では、今言うじん肺の—ここでは被災者となっているけれども、被災者になり得る職場というものは、沖縄県に採掘、例えばセメントの採掘とか自動車工場とか、これは沖縄県にもいっぱい注意しなければならないというところもあるということですね。

○湧川盛順雇用労政課長 今のじん肺の定義からしますと、そういう粉じんを巻き起こしながら仕事をするというものも県内にも幾つかあると思いますので、そういうじん肺の患者が出てくる可能性はあると思います。

○渡久地修委員 それに対して皆さん方、県の指導・監督というものはどうなっていますか。

○湧川盛順雇用労政課長 基本的な指導については、沖縄労働局のほうの所管になると思うんですが、土木工事等もその対象になっていますので、そういう土木工事の管理云々からすると、やはり県も指導監督の責任というか、そういう業務はあると思います。

○渡久地修委員 去年か一昨年、この近くの大きなビルの解体があったのです。そこで、下請労働者から訴えがあったんです、これはアスベストじゃないかと。これを、本当に無造作にやっているという匿名の訴えでしたから、私たちもいろんなところに申し入れとかやったりしましたが、そういう意味では、やはりまだ粉じん問題というのは、極めて労働者が、いわゆる無防備のままされている部分というのは結構あると思うのです。ですから、県の指導、監督責任があると言いましたが、具体的にこれまでにじん肺を守るために、どうい

指導、監督をやってきたのか、実際やっているのかという点ではどうですか。

○湧川盛順雇用労政課長 文化環境部のほうで大気汚染防止法に基づく指導を行っているということで、もう一つは石綿障害予防規則というものがございまして、その中で石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのある建物等の解体工事を行う場合には、届出義務があると。これは、労働基準監督署に届ける義務があると。そこのほうで立入調査の権限も与えられていますので、その中で指導監督が行われていると思います。

○渡久地修委員 大体これぐらいにしておきますが、いずれにしてもこの陳情者が言っているのは、国に国の責任で根絶のための対策をやってくださいという、早期に意見書を出してくれということなので、これは県としても当然今までも皆さんは要請もやってきているわけだから、県としてもこれは臨むことということで理解していいですか。

○勝目と夫観光商工部長 陳情にありますように、処理方針は国に伝えておりますし、今後もこういう改善を図っていきたいと思っております。

○渡久地修委員 平成19年に、当時の柳澤伯夫厚生労働大臣、赤城徳彦農林水産大臣、冬柴鐵三国土交通大臣、北原巖男防衛施設庁長官、原告団、そして自由民主党じん肺対策議員連盟の逢沢一郎会長、それから公明党じん肺問題対策プロジェクトチームの漆原良夫座長たちが立会人になって、和解までやっているんだけど、しかし実際上は国の責任でなかなか効果が得られていないと。これをやってほしいということだから、当然これは国に求めていくということと、県としてもぜひじん肺問題で、特にアスベストの問題とか、その辺の指導、監督をもっとできるようにやっていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 陳情第191号の問題は、大体2通りに分けられるかと思うのですが、1つは労働安全衛生法でやらなければならない課題、それから医療保険の部分も分けられると思うのですが、労働の時間、それからじん肺の測定、マスクの着用、濃度測定等々いわゆる労働安全衛生に絡む問題だと思うのですが、これは言うまでもなく、その時々機敏な改正等で対応できていると思う

のですが、これはそこまで陳情するほど、国ではまだ労働安全衛生法の見直し等については進んでいないということになるんですか。

○湧川盛順雇用労政課長 私どもで調べたところでは、合意書では国によるトンネル建設工事におけるじん肺対策の強化だとか、今お話のありました労働安全衛生対策を推進する任務を踏まえて、じん肺対策の実施など具体的な措置というものを示しております。ですけれど、今の陳情の方々のものを調べてみますと、合意書については一定の評価をしているのですが、合意書の締結はまずじん肺根絶のまだスタートだと。それを受けて、国の合意書に基づくものが具体的に実施されているのかどうなのか、確実な履行を求めていくというような趣旨に立っての要請になっているようです。

○座喜味一幸委員 トータルとして見ると、じん肺というものは幅が広くて対応策が広いんですが、トンネルというものに限ってのおくれた部分について、実際、沖縄県における現場というものは、例えばトンネル工事でもこれがずっと通年であるというものではなくて、沖縄県のトンネル工事というものは大体短期で、一、二年で終わるといような、本土における何年もかかってといような、しかも延長が長くて換気からじん肺の処理からしなければいけないといような、そもそもの本土における深刻な問題と、沖縄県において具体的にそういう現場があるかといすと、沖縄県の場合は非常に小規模で短期でといような話があって、事業をする現場、被害というものが実際あるかどうか、現実的にはどれくらい掌握されていますか。

○湧川盛順雇用労政課長 年間で見ると、健康管理手帳交付で見ると、じん肺、振動病ともに10名以内、そして半数以上が本土の方と聞いております。

○座喜味一幸委員 いずれにしても、これは過去の話から現在までの系列的な部分もあるんでしょうが、法整備というかルールづくりといつか職場環境の指導のあり方というものは、やはり念には念を入れてやるべきだといことで、やはりこれは丁寧に取り扱うべきだといことで終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 それでは、陳情第209号及び陳情第214号、11ページと12ペー

ジの陳情について質疑をさせていただきます。既に意見書のほうも可決しており、知事も本日要請をされていらっしゃると思います。陳情の趣旨、内容もおおむね理解しておりますが、それ以上に県として特に雇用労政課として、駐留軍従業員への対応というものは、どうしているのかということをお聞きしたいと思っております。まず、陳情に関する説明資料の12ページの陳情趣旨説明の中の上から7行目に、実態として国家公務員の賃金水準を大幅に下回っているばかりか、使用者である米側の同意なしに勤務条件の変更ができないほど国内法の保護から漏れているということで、この使用者である米側の同意なしに勤務条件の変更ができないなどの国内法の保護から漏れていることについて、県がこれまでアメリカ政府や日本政府に、こういう問題があることについて何とかしてくれというようなことを要請したことがありますでしょうか。

○勝目 和夫 観光商工部長 この件に限っての問題を提起したことはありません。

○上里 直司 委員 当然、労使間の交渉なくして事業仕分けの作業で切られることについては、私もこれはあってはならないと思っているんですが、そもそもの話で、こういう法の網に入れられないということについては、何とかしないといけないんじゃないでしょうか。そのためにも、県としてもう一度現在における労働環境のあり方、問題点をしっかりと精査して、しかるべき対応または日米両政府に要請をしていく必要はあるんじゃないでしょうか。その件について御見解をお聞かせください。

○勝目 和夫 観光商工部長 やはり、この件だけに限らずいろんな問題がありますので、今知事が協定の改定を申し入れているところでもありますので、この件もちょっと検討していきたいと思えます。

○上里 直司 委員 これは以前にも雇用労政課長にもいろいろ情報提供をしていただいたので、直接この陳情の趣旨とは必ずしも当たらないんですが、ただ県としての責任という部分というものは、恐らく沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会設置条例などで、しっかりとうたわれているものだと私は受けとめております。それでこの条例は、昭和47年の復帰時の8月26日に議決されて設置されております。それは大量解雇に対する心配や対策をどうとるのかということから条例が出されたものとして受けとめていますが、現政権が続くのであれば、来年、再来年と近いうちに大量離職が想定されるような事態が生まれかねない

わけですね。しかし本会議の質疑を聞いていると、昭和58年を最後に一度もこれは開催されていないと。その会長は西銘順治さんという方がいまだに県の組織ではそうなっていると聞いていますが、これはやはり、条例が設置されているわけですから、改めて会長を任命し直して委員の委嘱を改めて行う必要があるんじゃないでしょうか。

○勝目 和夫 観光商工部長 本議会で発言したとおり、もちろん必要性があれば早急に対応したいと思います。ただ、今の時点で一部委員の人選だけを行うということは、しばらく状況を見守りたいと考えております。

○上里 直司 委員 状況を見守るではなくて、現在、雇用労政課としての立場というものは、仕分けがあってどうのこうのと対応するだけじゃないわけなんです。それで、結局今委嘱もされていないわけなんです。私は沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会設置条例を変えろと言っているわけではなくて、委嘱をするということの行為も必要だし、私が最初に指摘をした国内法の保護から漏れている部分があるということについて、どう対応するのかということを検討する必要があるんじゃないかと。そのためにも、この協議会を生かすべきではないかという話をしているんです。それを、少しどうなのかではなくて、こういう事例に当たっているわけですから、ぜひ委嘱を早目にして、開催するかどうかは別にして、こういうことについて駐留軍の労働者が不安にならないように、この協議会を生かしていただだけませんかでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

○勝目 和夫 観光商工部長 この沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会設置条例自体は、離職者が発生した場合というような対応になっておりまして、ただ御指摘のとおり委員の構成メンバーも大分いろいろ時代とともに変わっておりますので、その準備は御指摘のとおりしたいと思っております。ただ、発令やそういうものは、一応いつでも対応できるような形で整えておきたいと思っております。

○上里 直司 委員 発令を含めて、昭和58年当時の会長がそのままあるというのはやはりおかしいと思いますし、大量離職者が発生してからではなくて、沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会設置条例が設置されたときの質疑の中でも、離職後の再就職の指導や職業訓練等に関する施策とか、関係行政機関相互の連絡調整とかという話であるわけなんです。だから、まさに今仕分けの中で浮か

び上がってきた駐留軍従業員の国内法から漏れている実態というものは明らかになっているわけですから、皆さんも受けとめて要請しているわけですから、委嘱をどうするかではなくて、早目に委嘱を含めて対応していただきますよう要請して私は終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 1点だけ。この陳情第209号と陳情第214号は、もう意見書を本会議で可決して終えています。それに向けて知事も要請しておりますが、県議会としても要請していこうという話になっています。観光商工部長に1つだけ確認したいんですが、今上里委員からも話がありましたように、11ページの陳情第209号、事業仕分けの中でこの問題が出てまいりました。その中の駐留軍労働者の賃金・労働条件は労使交渉による合意と同時に日米政府間の協議・合意により決定・実施されており、労使交渉を無視した賃金水準引き下げは労働基準法第2条や憲法第28条を政府が否定することになりかねないということで、やわらかくうたわれていますが、観光商工部長、これは労働基準法第2条や憲法第28条違反ということで認識していますか。

○勝目と夫観光商工部長 憲法第28条は、勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障するとありますので、やはりこれに抵触する可能性があると思っています。

○中川京貴委員 今観光商工部長が言われた抵触ということは、憲法違反ということ認識してよろしいということですか。

○勝目と夫観光商工部長 違反するかどうかということは、今の状況の流れの中で変わってきますので、今は抵触するおそれがあるということだと思います。

○中川京貴委員 なぜ観光商工部長にこの問題を聞いているのかというのは、去る委員会の中でも、駐留軍労働者の皆さんは国家公務員法の何条かにありましたよね。それが、この仕分け作業で労使交渉もなく行われることが実際起きた場合には、全国の公務員にもそれが該当してくるんじゃないかという懸念がありますので、私たちはその辺をぜひ行動して、沖縄県の駐留軍従業員はもちろんそうですが、沖縄県の公務員の皆さんのためにも、この見直し作業をやめ

るよう進めていきたいと思って聞いているんですが、どうですか。

○勝目和夫観光商工部長 県知事も、早速その旨を要請しておりますので、見直し作業を見直していただきたいということで、我々としても今後に対応していきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、乙第22号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。
比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成21年第6回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。それでは、議案書その2の82ページをごらんください。

乙第22号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について、その概要を御説明いたします。

県営土地改良事業は、ダム、用排水路等の新設又は改修、区画整理、農道の新設・改良、農地保全など、農業生産に係る基盤的な整備を行っております。

今回の議案に係る83地区分の事業費は121億9967万5000円で、そのうち、徴収することとなる市町村負担金の総額は7億9148万9965円となっており、名護市ほか18市町村の同意も得ております。

当該負担金の徴収は、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が本件の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 事業費に対する負担金の割合が各地区統一でなく、ばらばらなんですその理由をお願いします。

○知念武村づくり計画課長 土地改良事業の負担金の区分というものは、まず国からの補助金がありまして、県が負担する部分、それと地元が負担する部分と決まっております。地元の負担分については、市町村によって決まりがあります。一般的には市町村が半分を持ったり、農家が半分を持ったりということで決まっております。ですから、決まった率ではなくて市町村によってそれぞれ分かれているということでございます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありますか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 市町村によっては負担割合が違っていると、これは農家が負担する部分もあるわけですね。それで、前も陳情で農業協同組合の貸しはがしという話が出たときに、いろいろ質疑をやりましたけれども、負担金が重荷になって、実際土地改良をやったけれども、負担金が大き過ぎて、結局借金が膨らんで競売にかけられたとか、こういう事例は出ていませんか。

○知念武村づくり計画課長 県内には、今92の土地改良区があります。ピーク的时候は232の土地改良区があつて、土地改良事業が終われば、大方の土地改良区の任務が終わりますので、解散をしていって今は92になっています。土地改良は、国が補助、一般的には農道であるとか排水であるとか、畑地かんがいについては80%の補助率、県が残りの半分、区画整理については国が75%、残りが12.5%、これは一般的な話です。離島と沖縄本島ではまた違うんですが、

そういう負担をしております。土地改良のつくりでは、まず土地改良というのは、地域の方、農家が集まって申請をします。事業をやりたい方々が集まって、この地域の土地改良をやりたいということで申請をしてくるんですが、その場合に、その人たちは地域の市町村の同意を得て申請をしてくると。そのときに市町村との間で負担の割合とかも協議をして決めていくというルールになっております。ただ、市町村に県が負担を求めておりますが、まずは土地改良区から徴収をするんですが、それにかえて市町村からもその利益を受ける範囲内で徴収していいですよという決まりがありまして、そこで申請をするときに、市町村と農家の方々が協議をした決まりでやっているということで一市町村の財政の状況もございまして、そういうことも含めて、検討をして負担割合を決めて申請をしてくるということになっております。そして、今おっしゃった土地改良区、多くあるんですが、確かに一時的に負担金というものは、沖縄振興開発金融公庫から借りて支払うんですが、その支払いの段階で、一時的に滞納が起こることもあります。何力所かあります。ただ、今おっしゃったように、それが原因で差し押さえされて競売にかけられるとか、そういう事例の報告は受けておりません。

○渡久地修委員 92の土地改良区が残っているということは、今事業が進行中という意味ですか。

○知念武村づくり計画課長 土地改良区の仕事というか任務というか役割は、まず土地改良をやって、みずから土地改良を行うこともありますが、土地改良でできた施設の管理、それからそういった負担金の徴収業務、それから圃場整備等をやりますと換地というものがありますが、この換地に伴う業務、この3つが大きいことなんです。負担金の返済が終わると、その役割というものは終わります。換地も、圃場整備が終われば終わります。ただ、施設というものは残りますので、畑地かんがいのように水源とかダムとかそういうものがあれば、将来も管理する必要がありますのでずっと残るんですが、その他の土地改良として圃場整備、仮に単独であればその施設、農道とか排水路、造成されないとできませんが、土地改良区が一時的に取得はするんですが、これは管理協定等を市町村と結んで、市町村に譲渡して、その役目がなくなった土地改良区というものは解散をしていくということです。ただ、維持管理をずっとやるということであれば、事業が公共事業として入っているか入っていないかということではなくて、維持管理のためだけに残っている土地改良区もございまして。

○渡久地修委員 農家が申請をすると言っておりましたが、違うんじゃないの。国や県あるいは市町村の主導でどうですかどうですかと区画整理をやっていく。下から上がってくるのは、ほんのわずかでしょう。ほとんどが、県の主導でどうですかとやっていくんじゃないの。

○知念武村づくり計画課長 土地改良事業というものは、あくまでも土地改良法に基づいて行う事業でございます。その事業の決まりというものは、申請主義になっておりまして、そこで発意をした方々が一細かく言えば15人以上の方が、一定地域をやりたいと、そこにはだれだれがいるとまとめて、いろんな手続がありますが、3分の2以上の同意があればできますよと。もちろん我々も、食糧自給率の向上とか農業粗生産の増大とか農業振興のために役目がありますので、どの地域でどういう事業が適当であるという事前な調査とか、そういう県独自の予算を使って、あるいは国の補助をもらって計画等については立てております。

○渡久地修委員 農家からの申請の形はとる、形は。しかし、実態は皆さん方が大きな計画を沖縄本島で大きく区画整理をやるとか、そういったものを進めていった上でどうですかということで、話をもちかけて申請させてくるというのが今までの流れでしょう。

○知念武村づくり計画課長 まず、市町村の全体計画というものをつくります。市町村は地域の要望等を聞いて、あるいは事業制度を理解して、こういうところには振興のためにこういう事業が必要だという考えを持っております。これは、我々は全市町村とやりとりをしながら、土地改良事業に対する管理計画みたいなものをつくってやります。もちろん、委員がおっしゃったように、例えば年間の事業の予算とか、国の枠とか国費の枠とか県費の枠とかありますので、年間どれくらいやっていったほうが良いという振興計画は、我々は持っております。それに基づいて、もちろん働きかけもしますし、そういう調整もやっていくということでございます。

○渡久地修委員 だから、農林水産省の予算があって、毎回今まで、これだけを沖縄県でやらないといけないということで、今度はどここのまち、今度はどここのまちとって、結構年度ごとに計画的にやってきたと思う。それでどうですかとって、集めて話し合いをやって申請させたりしているわけ。それで、この土地改良事業というものは、すべて成功したんですか。

○知念武村づくり計画課長 大変答えにくい話なんですけど、もちろんうまくいって今まで相当いい形で営農をやっているところもあるし、そうではなくて状態が悪くて、例えば防風林がないとか風の影響を受けるとか、あるいは水がないとか土質が悪いということで、一部放棄されているようなところもございます。

○渡久地修委員 ちょっと聞きにくい質疑なんですけど、皆さんも答えにくい質疑だと思うんですけど、失敗した事例というものはあるんですか。

○知念武村づくり計画課長 おっしゃるように大変答えにくいんですけど、成功した話は相当やりやすいんですけど、一部に、例えば離島地域で営農がうまくやられていないとか、耕作放棄化されているという事例はあります。あるいは、沖縄本島北部地域のほうで、条件が悪くて余り作付がされていないという状況もございます。

○渡久地修委員 私は、この土地改良事業というものは、真剣にきちんと検証したほうがいいと思います。予算の執行が目的だけで、必要のないところを仮にやっていたら、必要がないのに予算執行する、どんどんやってくると、農家に負担がかかって、実際土地改良はやったけれどもうまくいかなかった、負担だけ残ってやめたという事例があったとしたら、これは大変なことですよ。これは、県の責任が問われるよ。こういう事例が全くないとは言えないと思うんですよ。どうでしょうか。

○知念武村づくり計画課長 今おっしゃったように、確かに事業をやる前に事前評価—これは経済効果が主なんですけど、そういう営農計画等を立てて経済効果を見て、費用対効果の面でクリアすれば事業に入ると。期中評価というものも、執行して10年たった地区とか—これも全部ではないんですけど、代表する地区について事業ごとに何地区かやっております。今、事後評価という検証ですね、完了後5年間たったところに営農等も含めてやっていこうということで、ことし部内の要領等をつくりまして実施することにしております。

○渡久地修委員 前の陳情審査のときに、ヤンバルのJAおきなわの貸しはがしのお話をしましたけれど、そこで土地改良事業ということでやって、借金して実際はつくっても売れないとか、農業としては、例えば作物を植えたとしても、

それはできるかもしれないが営業として成り立たないとか、借金だけふえて結局土地も全部とられてしまったという人を結構聞いてきたんです。だから、私は土地改良イコールすべて上等といっている間は、これは大変なことだなと感じたので、きょうはこの程度でやっておきますので、できたら今おっしゃったので、全委員にこれまでの92の土地改良ですか、具体的にどこどこでどういう評価—皆さんの評価だからバツとかはつけないかもしれないが、そこはリアルに見て、よくなかったのはよくないということでやったほうがいいと思います。それともう一点、農家の負担の件、パーセントとか割合ではなかなか見えないんですけども、金額的にした場合、今までの皆さんの事例で—先ほど農家が沖縄振興開発金融公庫から借りたと言っていましたね。農家が一番多く借りたのがどれくらいなのか、そういうものがわかればもう少しリアルにわかるけれども、金額的にわかりますか。

○知念武村づくり計画課長 ここに入れてあるのは市町村の負担ということで、農家の負担もそれ以外にあるところも多くございます。今、大体ぱっとした感じでいって、二、三%ぐらいが農家の負担なんです。畑地かんがいと言うと、大体反当たり100万円ぐらいの—宮古島においてスプリンクラーまで全部畑に立てた場合の事業費で100万円ぐらいです。2%であれば、向こうは離島なので1%ぐらいに下がる可能性もあるんですが、100万円であれば一、二万円というぐらいです。反というものは300坪ですね、1000平米、これは大変喜ばれております。

○渡久地修委員 この金額の負担の大きさは、まだ私はつかめておらずわからないので、また後は引き継ぎますので終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 ちょっと誤解があるかもしれないので確認したいんですけども、土地改良の議案が出ていますよね。今説明しているものは、この県営かんがい排水事業に対する農家負担ですよ。

○知念武村づくり計画課長 今回の議案は、県営事業に対する市町村の負担、農家分ではなくて、市町村が負担する分です。

○中川京貴委員　そもそも土地改良してのかんがい排水事業ですよ。土地改良自体は、農家の持ち出しはないでしょう。

○知念武村づくり計画課長　あります。この議案の1番目は県営かんがい排水事業となっております。その次に、例えば経営体育成基盤整備事業とかいうものは、今言った土地改良一般的に言われている区画整理とかそういうことです。それにも農家の負担はあります。

○中川京貴委員　ちなみに、平米でやるのか坪でやるのかわからないんですが、これに対する農家の持ち出しと、国が持ち出すものがありますよね。平米でもいいです、坪でもいいですが、幾らくらいかかっていますか。

○知念武村づくり計画課長　率で言いますと、国は圃場整備等であれば75%なんです。それについて、県が残りの12.5%を出します。残りを市町村と農家が負担するんですが、例えば基盤整備は1000平米でおおむね200万円とか250万円とかかかりますので、今農家が2%となると、5万円くらいかかる計算になると思います。

○中川京貴委員　そして、これだけ国も市町村も予算をかけて土地改良をしますよね。そこで、その土地を活用した農業をなさいということで土地改良をしようと思うんですが、これは10年ですか、それとも15年ですか、その間はさわられませんよと、用途変更できませんよというものがありますよね。

○比嘉俊昭農林水産部長　農地法との関係で、要するに補助事業で整備して8年を越したら用途変更ということになると思うんですが、例えばここをどうしても使いたいという場合は、圃場整備してどうしても使いたい場合は8年以上経過したものでないと一条件がまだあるんですけども、基本的に8年以上です。

○中川京貴委員　先ほど渡久地委員から問題提起があったのは、具体的に名前を出しましょうね、読谷村喜名でもありました。西原町でもありました。地元から、土地改良したら子供たちの時代に使えなくなるから、読谷村喜名もそうです。西原町も。その8年間だけは土地改良してみんなの同意で、1人2人ではできませんよと。みんな集落の皆さん方の協力がなければできませんよということで同意をしたけれども、10年たって外していただきたいという要望を、

読谷村、西原町から出しても県は外さなかった例があるんですけども、記憶にありますか。県に権限があるんですよ、市町村にないから。

○比嘉俊昭農林水産部長 個別事案についてははっきりしませんので、ただ農地法の考え方としては、基本的にまず農地整備をしますよね、そうすると都市化していくと、どうしても今、次男、三男に譲りたいと、要するに家をつくりたいというものが出てきます。そのときには、まず土地改良の中の変更申請とかいう手続があるわけです。その中で8年以上たったものという条件がありますし、それから区画の中で同意した何割以上とか、面積は何割以内と、要するに用途変更する場合は3割以内でしたかね、たしか3割だと思うんですが、そういう要件がもろもろありまして、それをクリアしたときに市町村等が申請をしてきて変更したいと、こういう手続になると思います。だから、事案によって少し違うと思うんですけど。

○中川京貴委員 ですから今委員から話があったように、こういった成功した部分と、そして十四、五年たっても、今おっしゃるように個人的に外していただきたいというときに県は外さないということですよ。何割という条件があるということで、そこでそれをクリアして自治体から上がってきた場合は、この権限は市町村にはないんですよ。市町村はあくまでも県に答申して、決定権は知事にしかないんですよ。市町村から上がってきたときに、県は許可するということで理解していいですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 市町村から上がってくるときに、優良な農地で土地改良するわけですから、そこで恐らくいろんな条件の中でどうしてもやはりやりたいということで、条件はしっかり整理をしてその上で優良農地が損なわれないという前提の中で、恐らく調整をしてこれだったらいいのではないかという話になると思います。ですから、事案によって満たしているものの中で、調整をしながらここだったら変更してもいいのではないかという話になると思います。そういう意味では、中身によってやっぱりいろいろ調整が必要ではないかと思います。

○中川京貴委員 それともう一つ、土地改良についてはいろいろなものがあって、うまくいった例もあればそうではない例もある。実際土地改良してこれまでの実績として、土地改良したけれども地主がほったらかしてもう木も草も生えているような状況もあると思うんですよ。比率でいうと何%くらいですか。

○知念武村づくり計画課長 土地改良をやったところの土地利用の状況というものは、今おっしゃったような耕作放棄化しているかどうかの調査は、毎年私どものほうでやっております。普通の全体の耕作放棄地は、大体7.5%くらいの率なんです。土地改良をやったところで耕作放棄化されているところは、我々の調査では1.9%くらいです。

○中川京貴委員 8年間は網をかぶせたような形で、農業以外は使えませんということですね。8年以内は土地改良区ですから、これは法的にそれ以外はしてはいけませんよということですね。特例措置でこれを外した例はありますか。どういった特例がありますか。

○桃原喜邦農地水利課長 8年以内であれば、補助金返還の対象になるものですから、補助金を返還すれば、それは可能だと考えております。

○中川京貴委員 今の説明では、例として町道、村道、県道に道路がかかった場合は、補助金を返還すれば道路の整備ができるということで理解はしていますけれども、返還しない特例措置はありますか。

○桃原喜邦農地水利課長 そういう事例は、今のところ聞いておりません。返還が前提になります。

○中川京貴委員 これで終わります。ありますので調べてください。ここですつたら失礼になるから言いませんが、ありますので調べてください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 渡久地委員が質疑をしている際に、計画という話が出ていましたけれども、県の計画、市町村の計画を含めて、現段階で立てている計画のうち、この県営土地改良事業の執行率はどこまで達成をされているんですか。

○知念武村づくり計画課長 我々の計画は、沖縄県農林水産業振興計画でやっております。今の圃場整備の達成率というものは約54%くらい、それから水源整備率で約56%くらいです。

○上里直司委員 この沖縄県農林水産業振興計画の年限というものはいつですか。

○知念武村づくり計画課長 沖縄振興計画の分野別計画ですので、平成14年度から平成23年度までとなっております。

○上里直司委員 ということは、年度でいうとあと2年で約半分くらいだというのは、達成率をどう見ていらっしゃるのでしょうか。

○知念武村づくり計画課長 沖縄振興計画の達成率というか、目標は100%ではなく、平成23年度までに圃場整備で72%、農業水源で69%、畑地かんがい施設で49%と立てております。その達成率は、現時点で水源整備で約81%、かんがい施設整備で約80%、圃場整備で約73%です。平成23年度までに、できるだけ目標値に近づけていきたいと考えています。

○上里直司委員 今回出されている事業がありますけれど、基本的にお聞かせいただきたいんですが、昨年もたしかこの11月議会に出されていたかと記憶しているんですが、当然予算がついて事業を始めるということになると、年度当初あたりにこういう議案が一負担金の徴収についてという議案が出されないといけないんだろうと思っているんですね。さらに市町村に徴収をさせるということになると、ここで決まった議案に係る事業というものは、実際いつ実施されることなのですか。それとも、既に実施している事業なのですか。

○知念武村づくり計画課長 今回出ている事業費というものは、平成21年度で実施しているものなのです。事業というものは、予算要求一去年の今ごろこの事業について予算要求を国と調整しながらやっております。この段階でも地元の意向とか希望とかを聞いて、どれくらいできるかというものを詰めて、市町村にもそういう予算要求の額等を伝えて、市町村においても予算化はされているのですよ。ただ、工事をやっていく途中に見えないところもあって、例えば土を掘り返していると石がたくさん出てきて金がかかったとか、反対もありますけれど、あるいは、道路をつくっていると軟弱な地盤が出てきて変更しないといけないとか、そういうことで工事費が動く可能性があるのですよ。大体年度末になってきますと固まってくるので、それに基づいて市町村議会に間に合うように我々も通知をして一先ほどもあったのですが、市町村でことしはこ

れだけですと、事業費を通知をして市町村からいいですよという同意も得ております。それで、法律で定めている県議会の同意を得てやりなさいというものがありますので、その法律に基づいて議決を求めているということでございます。

○上里直司委員 そうすると、今出されている議案の事業名、地区名等については、現段階では着手をしていると、工事も進められているということなのですか。そのとおりですか。

○知念武村づくり計画課長 一般的に、県営の事業というものは、五、六年間、あるいはもっとかかる事業もあります。それを始める際には、土地改良法による手続というものがあまして、例えば地権者の同意を得るとか、市町村の負担の同意を得るとか、あるいは広く公告をして広く国民全体から意見を言うてもらおうとか、いろいろなものをクリアしていったって、特に異議はありませんかというものを経て、事業計画として県知事が決定をするという手続になっております。初年度にそれはやるんですが、初年度スタートすると毎年毎年の事業費が決まってくるので、毎年同意を県議会にも求めるし、市町村にも求めて徴収する額というものを決めていくというシステムになっております。

○上里直司委員 そのままのことになるのですが、五、六年くらいかけているとおっしゃっていたのですが、渡久地委員からも質疑がありましたとおり、申請主義なんだとおっしゃっていましたが、現段階で着手している事業ですけれども、申請をどの時点で受け付ければ事業化をされるという道筋というものはあるのでしょうか。既に、今受けているもののほかに申請はあるけれども受け付けられない、受け付けていないという事業というものはあるんですか。

○知念武村づくり計画課長 事業計画を詰めて事業費を決定するのに、それなりの調査とかいろいろな検討が必要なのです。事業費を確定して農家にも負担を公告をしてということがありますので、事業採択の大体二、三年前からは市町村と調整しながら地元の説明会等を開いたりして、意向も聞きながら詰めていくのです。仮に、平成22年の4月から一新年度からスタートしたいということであれば、今の段階で大体予算要求も決まってくるので、詰めていって、同意も決まりである3分の2をもらわれているとかということで、県営事業の場合には、国に対して県から11月の末日までに申請がいないといけない。だから、その前の段階でそれなりの一これは事業実施要綱の決まりな

んですが、法手続は年度内に確定をすればいいということです。

○上里直司委員 申請する時点はわかりました。でも村づくり計画課長がおっしゃったように、事業申請にかけるまでには二、三年くらい時間が必要だということなんですよ。農家にとって、また地域にとって必要だと思われる箇所があったとしても、現状では翌年だとか翌々年とかすぐに対応できるということではないと。県営土地改良事業についてはそういうことなんだと受けとめていいですか。

○知念武村づくり計画課長 すべてがそうではなくて、一番時間を要するというものは、地権者との、住民との合意形成なのです。この人は賛成なんだけれど、私はだめだというものが結構ありまして、事業計画がこうだということやをずっと説明をしていって、これに二、三年かかると。五、六十ヘクタールありますので、結構地権者も何百名とか、場合によっては1000名もいるところもありますので、それに時間がかかると。それが早くできて、1年くらいで事業計画というものができるところもあります。

○上里直司委員 私が聞いているのは、申請というものは、既にそこまで済んでいることから申請だととらえていたのですよ。つまり、今担当課が言っているのは、1人でもその地域でやりたいと言った場合には、皆さん方としては申請としてとらえているのかどうかお聞かせいただけますか。

○知念武村づくり計画課長 まず要件として、地域にいる方々の一申請人代表と言っておりますが、15人以上が申請をします。これは、要するに一定地域、その3分の2の同意が得られた段階で申請ができますよということです。

○上里直司委員 15人以上というものは、その地域の地権者の15人以上という一15人以上いなければ土地改良事業というものは受けられないということですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 補助事業をやる場合には、採択要件というものがございまして、例えば圃場整備でしたら50ヘクタール以上とかそういう要件がまずあって、それで1人で申請するのではなくて、やはり一定の規模があって、それに合致したときに、その中でみんなが同意しているかという話になるかと思えます。

○上里直司委員 その地域の要件などはわかったんですが、今の質疑を聞いていても県がある程度、申請にこぎつけるまで手を貸しているわけですよね。つまり、普通の他の行政的な申請というものは、大体要件がそろっていて申請しますというものが大体の申請だと思うんですよ。つまり、そこまでいかないにしても、申請をするという作業においても、県は事業にかかわっている、または要望者にかかわっているということで受けとめてよろしいでしょうか。

○知念武村づくり計画課長 事業の採択に持っていく手続というものは、すべてなんですけれども、我々が年度の初めあたりに、次年度において採択希望地区はありませんかと市町村に一応送ります。ちょっと言い直しますが、事業は国がやるもの、県がやるもの、あと市町村、土地改良区がやるものがあります。15人以上というものは、国と県がやる事業ですね。市町村は市町村長が申請してきます。土地改良区も、土地改良区があれば申請できますと。ただ土地改良区をつくるためには、それなりの手続が—今言った申請人が何名かいてできるということになっております。

○上里直司委員 そのことも大体わかったんですけれども、つまりこの土地改良事業がどういう形で申請がされていて、経過をたどって県が補助金を出すかという中で、確かに申請人の思いというか申請する地域の希望はあるけれども、県がそれなりの計画を持っていることは一応わかりましたし、そういう意味では先ほどからありましたとおり、それを実施した後の評価、先ほどの耕作放棄地の1.9%という話も出ましたので、そういうものを、議案の採択の後で結構ですので、そういうものの資料を委員長からでも要求をしていただきたいということで終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成20年第80号外14件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 ただ今から、陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続13件、新規2件でございます。なお、継続陳情13件につきましては、前定例会で説明した処理方針と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の30ページをお開きください。

陳情第211号、陳情区分は新規、件名は美ら海協力金の社会問題化を予防することに関する陳情、陳情者は長崎毅であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

美ら海協力金の徴収状況については、ダイビング事業者等に確認したところ、観光ダイバーに対して、美ら海協力金が任意であることを示したリーフレットを配布し、趣旨を説明した上で支払いを受けており、これまで強制的に協力金を徴収したことはないとのことであります。

配布されたリーフレットの中に、観光ダイバーが、美ら海連絡協議会に加入している事業所及び船舶しか利用できないと誤解させるような表現があるため、県では当該協議会に対して改善を指導しているところであります。

また、美ら海連絡協議会では、専用のホームページを立ち上げ、観光ダイバーに対する美ら海協力金の趣旨説明と周知対策を充実させておりますが、一部のダイビング事業者のホームページでは、美ら海協力金が任意であることの説明に不十分な表現があるため、美ら海連絡協議会のホームページにリンクさせるなどの改善を指導しているところであります。

今後とも、県では、関係者に対して、観光ダイバーなどへ、当該協力金の趣旨を十分に説明し、協力を得るよう指導してまいります。

次に、32ページをお開きください。

陳情第212号、陳情区分は新規、件名は沖縄県不当陳情処理に関する陳情、陳情者は長崎毅であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

経過・処理方針については、陳情第211号と同様であります。

以上が、陳情処理概要の説明でございます。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 陳情第211号は、今回が初めてではないですよ。今まで何回も出ているんですが、皆さん方の行政指導を全然守らないのが不思議ではないんですが、何回も何回も上がってきているので、一体どういうことかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 9月の議会で陳情者にお会いをして、どういう状況かというものを確認する必要があるのではないかとということで、宮古農林水産振興センターの職員に、お会いして話ししたらどうかということの調整をしまして、そのときに事務連絡で文書を出して、お会いできませんかということでお話をしたんですが、日程等の都合があって会えなかったということでありまして。その中で、陳情処理方針などについて確認をしようということではあったんですが、向こうとしては文書を出すからには公印のある正式文書でやるとか、正式に会う場合はこうやったらどうかという提案もありまして、それに対しての処理方針としては、十分ではないんじゃないかというような話もありまして、9月議会の内容についても十分じゃないということで、改めてまた審査してほしいということで、再度陳情があるというような状況でございます。

○前島明男委員 皆さん方がいろいろ話し合いもし、指導しているにもかかわらず、またこういう陳情が上がっているということは、この美ら海連絡協議会の皆さん方が指導しても言うことを聞かないような、皆さん方行政側をなめているような気がするんですが、もっと何か強力な指導方法、強制力を持つような指導方法は何かないんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 行政的な指導という場合は、行政の面でやる場合、

やはり協力ということしか、強制的にこうなさいというものなかなか難しいということで、美ら海連絡協議会の中で関係者—例えば今ダイバーも入っていますし、それから漁業協同組合も入ってしまして、陳情者からこういう今クレームがありますよと、それについては改善してほしいということで、リーフレットもいろいろ改善してきているんですが、まずは改善する場合に、例えばリーフレットでしたら印刷をかけているので、これを改善するに当たっても、もう少し待つてほしいということ、それからホームページにリンクさせて、それからまたダイビング業者に流すという話も聞いており、徐々に改善しつつあります。ただ、まだ十分ではないということもあって、陳情者からも十分ではないんじゃないですかという話があります。

○前島明男委員 これはお互い迷惑な話ですよ。業者同士もそういうことでお互いいろいろやりとりしているし、また執行部に対しても県議会に対しても、同じ陳情が上がってくるわけですから、迷惑な話ですよ。だから、今回限りで終わらすような何かよい方法はないですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 あした、こちらのほうからも一宮古農林水産振興センターだけではなくて水産課からも行って、再度話し合いをする方向でしてみようかということで、水産課のほうからも事情をもう一度聞きながら、どういことができるのか、美ら海連絡協議会も含めて話し合いをしていきたいと思えます。

○前島明男委員 行政がなめられたらいけないですよ、こういう業者から。しっかり、ばしっとやってください。何回も何回も同じ陳情が上がってくるような、これは皆さん方執行部側もしっかり、強く言うべきことは強く言って、しっかり指導してください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 陳情平成20年第198号、これは竹富町長から、そして同じ陳情第123号で竹富町議会議長から出ていますが、昨年12月に陳情が出て2月、6月、9月及び11月と全く同じ経過・処理方針等で報告されていますが、以前に地元のマスコミ報道で話し合いに来ていたということを見たのですが、その後動きがあるんじゃないですか。その件について、少し教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 黒糖工場建設については、7月に国に關係市町村一關係市町村というのは含みつ糖地域の多良間村や竹富町、それから粟国村を含めて黒糖の厳しい状況を踏まえて、国に対して分みつ糖並みの制度をお願いしますということで要求をしているところで、その中でそういう含みつ糖というのはどちらかという予算補助なので、新しく伊江村で、例えば工場ができると、とにかく予算の中でしかできないので、やはりしっかり分みつ糖と同じような制度の中で考えることがどこが入っても課題はないということを説明し、それから国に対しても要求が必要じゃないかということで、11月27日にも国に対して要請をしたところでございます。その中で、やはり竹富町に対しても状況を説明して、国に対して一緒に行動して要請していきましようということを今やっているところで、それぞれ関係者がやっていこうということにはなっているのですが、ただつくる場合に価格が落ちたらどうするかとか、資金はどうするかといった、まだ十分ではない部分もあって、どうしたら合意形成が図られるかと、お互いの意見を聴取しながら、合意形成に向けて今話し合いをしているところでございます。

○辻野ヒロ子委員 伊江村のほうからも県のほうからも出向いて話し合いがあったと聞いていますが、その辺でよい方向に話が進んでいるという情報が入っているんですが、どこまで進んでいるんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 この前、含みつ糖地域の市町村と一緒に国へも要請したので、これからまず予算補助を、分みつ糖のような制度要求ということでみんなの合意形成がとられたので、そういう方向で要請の見直しをまずしていこうということで、お互いの認識はなったということです。その中で、伊江島で工場をつくるということに対して話し合いをして、それぞれ国に対してこういう要求をするし、それから地元伊江村としては、そんなにたくさんつくらないという一つの約束もしていますし、それから地域で製産をする場合にも当然つくられる価格があるので、販売促進も一緒にやっていきましようという中で、話し合いの中ではそういうことをすれば、合意形成に向けても一つの条件としては、形は見えてきたんじゃないかという話は出てきています。そういう状況ではあるんですが、やはり一つには、国の制度を変えていこうということについて、まずは少し国には話はしているんですが、もう少し強力にやる必要があるのではないかとということで、県も市町村もこれから改めて国に対して制度をしっかりとつくってほしいということ、12月以降皆でやろうというこ

とにはしています。

○辻野ヒロ子委員 今農林水産部長がおっしゃったように、あと一押しというものを感ずるんですが、やはりあちらが求めているのは含みつ糖を分みつ糖並みに、法律で保障されるような方法に持って行ってほしいというのが落としどころなんです。ですから、きちっと前にも要請なされたということなので、そのあたりをちゃんと約束して国のほうに強く要請していただければ、これは解決しそうな感じですよ。実は、きょうから竹富町議会が始まるので、それに向けて今話し合いをやっているということなんです。それで、いつまでもこういう状況ではなくて、きちっと方向性を決めてやってもらいたいという思いもありますので、地元とも私も話し合いをしながらやっていますので、ぜひよい方向にいくように、あと一息でするので頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひします。

○比嘉俊昭農林水産部長 やはり、今の含みつ糖事業については補助事業なので、みんなが心配していますので、やはり分みつ糖と同じような制度になれるように市町村、それから社団法人沖縄県糖業振興協会、JAおきなわを含めて、国にはしっかり要請してきたいと思ひます。

○辻野ヒロ子委員 今議会で約定書のようなものをつくって、それで保障についての要請をしていこうという話も聞いていますので、そのあたりは地元と連携をとっていただきたいと思ひます。

ではあと一件、陳情処理概要書の24ページ、陳情第150号八重山戦争マラリア犠牲者慰霊之碑のアカキナノキの話ですけれども、これも早速皆さん取り組んでいただいて枠もつくっていただいたり網も張っていただいて、11月末には花も咲いたという報告がありましたので、私も週末帰ったら見に行こうと思ひていますが、本当にありがたいと思ひております。そして、あともう一つの宿題の展示林の設置ですが、それをどう考えていらっしゃるのかお聞きしたいんですが。

○長間孝森林緑地課長 八重山戦争マラリア犠牲者慰霊之碑のアカキナノキの件でございますが、現時点で先ほど委員のほうからも説明がありましたとおり、10月に保全措置として支柱を建てて、防風ネットでアカキナノキの保全を図っております。また、根元の樹皮のほうは虫によって食害されているということが確認されましたので、殺菌剤を塗布して川砂を被覆して発根の促進を図って

いるという状況でございます。また樹勢を回復させようということで、肥料等も与えて現在保全措置を行っております。そして、現在ボリビアのキナノキの試験用苗木の確保のために一まず苗木の養成が非常に大事ですので、育苗試験も兼ねて、11月に森林資源研究センターのほうで播種してやっているという状況です。それから、アカキナノキの試験用苗木について八重山森林組合から苗木の提供を受けて、まず森林資源研究センターのほうで育苗をした後に、展示林等については検討していきたいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 篠原武夫会長も、写真を送ったら大変喜んでいただいたということで、あとはこれからもっと薬用にも役に立つとか付加価値がつく植物だと思いますので、早目に展示林の設置の方向に向けて、あと一踏ん張り頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 1点だけ、今辻野委員からあった伊江島の黒糖の件で、本来この問題は前回話し合ったように、分みつ糖並みの制度要求の話とかというのが出ているんですが、非常に私は厳しいと思うんです。これまで、含みつ糖を分みつ糖並みに向けて合理化というものをどんどん進めてきて、また今新たに黒糖の需要も伸びていないのに、新たに含みつ糖の工場を起こすという中で、前回の議論の中にはトータルの生産量と需要の見込みとかをやって、非常にほかの地域に影響があるんじゃないのという議論が大分なされて、トータルとして検討しましょうとなっていたはずなのに、ここで議論されたことに対する報告も何もなくて、もう既に伊江島の製糖工場の予算として14億円くらいについているんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 伊江島の黒糖工場建設に当たっては、地元の合意が必要だということでありまして、予算としては枠はとっているんです。ところが、財務省のヒアリングについては、合意形成が出てからじゃないとできないということで話はしています。そういうことで、もしやるとしても県もそうでしょうが市町村や地元もそうですが、やはりつくった場合に既存の製糖工場なりが、やはり損失をこうむるような形では困ると。ですから、そういうものをつくるに当たっては、国のほうもしっかり考えてほしいと。そういう中で、支障がないような形でつくるときにはお互いでも了解するんですが、そういう支

障がない中では厳しいんじゃないかと。その1つの方法として、補助金ではなくて、補助金というものはシーリングとかいろいろ出てきますので、やはり分みつ糖と同じような仕組みで、含みつ糖をしっかり守ってほしいと。そういう仕組みにしないと、新しくやりたいことに対してなかなか理解を得にくいということで、国に説明をしているところでございます。

○座喜味一幸委員 おっしゃるとおりで、例えば生産量が余ったら、伊江島でもし今の工場建設を進めながら離島部の黒糖が供給オーバーになったときは、だれが責任を持ちますかとか、これはある組織が受けますとか、こんな中途半端な落ちのつくり方で物事を進めたら、これは含みつ糖に対する県の補てん金、これが間違いなく、今の制度がオーケーじゃない場合は県の財政負担がふえますね。それから供給オーバーになったときに、この黒糖をどうするんですかという大きな問題がどうしても出てくるんです。そういう問題を中途半端にしてはいけないので、せっかく委員会で議論したことは、その経過も含めてある程度委員会に諮って、それから予算は枠取りだったら枠取りでもいいんですけども、その経過はある程度丁寧に報告しておかないと。たまたま今辻野委員が聞いたからこの話が少し見えてきたので、この辺は丁寧に、黒糖の供給オーバーになってしまうと本当にお互いにつぶし合うみたいな部分があるので、せっかくここまで離島の糖業が育ってきてるんだから、今さら大きな波を立ててはいけないし、また伸ばすんだったら一県が黒糖の市場をふやすんだったらふやす努力という方針を示しながらやっていかないと、一部の組織か何かわからないけれども予算は枠取りしている、しかし今の制度も要求はしている、これはどうなるかわからないでは、供給オーバーになったときの担保はだれが持つんですかという話になりかねない。何か不安定な中で進められている、こういう分に対しては処理方針の中で経緯も含めて報告をお願いして、ある程度委員会の意見も諮ってもらいたいと希望しますがどうですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 それも含めて話をしたいと思いますが、ただいまの含みつ糖の需要というものが大体約3万6000円トンありまして、その中で沖縄産が8000トンぐらいありまして、あとは再製糖が1万6000トン、それから輸入糖が1万1000トン、それから鹿児島県産が800トンぐらいつくられているんですが、量自体はあることはあります。ただ、今競合しているのは再製糖といいまして、白い砂糖を糖蜜に入れて再製するというようなものがかかりふえてきていまして、それとの競合があります。そういう意味では、1つは今の含みつ糖を分みつ糖並みへの制度要求を含めてではあるんですが、含みつ糖の原産地

に応じて沖縄産黒糖だということをしっかり位置づけてもらうということで、表示の見直しについて要請をしています。そうすると、外国から入ったものに対して一定のブランド化ができるので、それも黒糖をしっかりと支える1つの要素になるんじゃないかということで、そういうもろもろのものも含めて、やはりしっかりやろうということで各市町村との合意はとってあります。ただ、その中でつくる場合に委員がおっしゃったように、環境の問題やつくったらどうなるのという話も出てきているので、そこは伊江島のほうは一定量を確保するというし、それからJAおきなわも販売対策はしっかりやろうという話ですし、それからやる場合には当然一仮につくったとしても2年後にはしかならないので、その間にしっかり国にお願いをするならお願いをして、それから変えていくと。そうしないと、やはり今の状況の中ではなかなか合意を得られないということがありますので、もろもろを含めて今交通整理をして、お互いに話し合いをしている状況でございます。

○座喜味一幸委員 この問題には、もう少しいろんな条件が出てくるんです。例えば前に玉城満委員が言っていたように、黒糖のいろいろな展開の仕方とか、例えば民間レベルで黒糖を絞って付加価値の高い黒糖を製造するというような動きとか、そういう動き等もトータルで見たときには、来年の2月あたりにはヒアリングをしないといけないですね。例えば、伊江島の製糖工場をつくる、つくらないという話では、2月に確定しないといけないでしょう。そのような中では、やはり今までのトータルの話を少し整理をして、この委員会に報告をしてもらって、ある程度の方向性はみんなで審査をしていただくということで、情報を丁寧に、落ちの情報をいただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今の予算は北部振興予算で計上しているということで、県の予算の中ではなくて、国独自の予算が組まれておまして、ただそうではあるんですが、つくる場合はここに影響してきますから、そういう意味ではしっかり調整をした上でやってほしいという要望を今しておまして、そういう中でもろもろの調整をしている状況でございまして、県としてもつくって価格暴落しても困るので、そういう意味ではしっかり制度を守ってほしいというような要求をしております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 それでは、農林水産部所管の陳情処理について質疑をいたします。先ほど、座喜味委員からもありました伊江島における黒糖工場建設問題に関する陳情にも絡みますが、全体的に進んでいる処理の経過をやはり上げていただきたいと思うんです。今から国頭村の2林道について質疑をしますが、これもたしか9月議会で質疑をした際にも、県が検証作業を行って、現在、中止・中断をしているということが書いていないのです。そういう意味では、陳情の経過・処理方針等の概要を見て審査をしますので、こういう形の経過を少し丁寧に出していただきたいということを、まず要望しますがいかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今回の陳情の中で、まだ検証だということもあってそういうことにしていますが、ある程度方向性が見えてきたら、しっかりここには記述していきたいと思えます。

○上里直司委員 いや、方向性が見えたらではなくて、今からいう国頭村の2林道も答弁ではっきり答えているわけじゃないですか。11月議会の各議員からの質疑においても今検証作業を進めていますと。そして、これは年度内にどうのこうのとおっしゃっていましたが、そういう方針が固まっているのであれば、これはぜひ入れていただきたい。また伊江島の製糖工場に関する竹富町長からの陳情もありますから、そういうことになっているとか、そういう話し合いを進めているとか、ぜひこういうことを丁寧に書いていただきたいと要望して質疑に入ります。それでは、国頭村の2林道、本会議でも質疑がありましたが、現在2林道に関して県の作業がどうなっているのか、改めてお答えいただけますでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 林道事業についてでございますが、林道事業の費用対効果の算出に当たって、計算便益の因子のもととなる資料の保存ができていなかった。それから費用の計算内容として維持管理費等が計上されていなかった。それから、便益の選択及び計算式等において適切でない点がございました。現在、森林緑地課に森林整備事業・事業評価ワーキングチーム、それから農林水産部においても森林整備事業に関する事業評価チームを設置しまして、費用対効果の検証及び再計算を行っているところでございます。

○上里直司委員 この作業がいつをめどにして終了する予定なのか、今年度において、この2林道の工事着手というものは可能なのかどうかも含めてお聞か

してください。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、森林緑地課長から経過の説明がありましたが、まずは計算を確認、検証についても国とも調整をまず1つはやらないといけないということと、沖縄県公共事業評価監視委員会にも諮問をするという上で、公表という話になると思いますので、我々としては早いうちにと考えていますが、年明け1月をめどに考えています。その後に、一応計算を出すのが大体1月をめどに、沖縄県公共事業評価監視委員会にかけるのは調整をしていますが、2月ごろと考えています。

○上里直司委員 私が本会議で聞いていた内容は、今年度中の着工というものは難しいんだという内容だったと思うんですが、そのとおりなんでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 本会議の中で答弁したのは、こういう費用対効果とかの検証をいろいろやっているんですね。それから、検証をして国との調整をし、それから沖縄県公共事業評価監視委員会へ諮問すると。その間は着手はしないという答弁をしたつもりでございます。

○上里直司委員 そうすると、このスケジュールでいくと年度内に着手しても事業の繰り越しという形が想定されますよね。それは予定をされていらっしゃるんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 費用対効果の計算が長引く状況であれば、今委員がおっしゃるように、繰り越しも検討せざるを得ないんじゃないかと思っております。

○上里直司委員 細かくお聞きしますと、伊江1号支線と伊江原支線において、今年度の着手部分というものはどの部分に当たるんでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 今年度は起点のほうからの予定でしたが、現在費用対効果の再計算等を行っているということから、現在工事もストップしております。今こういう費用対効果の作業をやっているという状況でございます。予定としては起点から始める予定でした。

○上里直司委員 この事業評価ワーキンググループや評価チームというものに

については、費用対効果の問題が出てきた因子となる資料が存在していなかったことから始まった事業だととらえています。実はその前の段階でたしか6月議会だったと思いますが、その環境影響に係るワーキングチームを課内に設置するという話がありました。その意味では、これは新たに出てきた要因ですが、もともと担当課が検討しようとしていた作業というものは、どの程度まで進んでいるのか、またはストップしているのか、どういう状況になっているんでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 一応、県のほうでは県営林道については伊江1号支線、それから伊江原支線、この2路線を今年度から着工しようということで、課のほうで出先事務所もあわせて、林道建設に関する工法検討委員会ということで一工法検討委員会というものは、赤土対策であるとか希少動植物の移動移植の問題であるとか、そういう具体的な工法について内部で検討する検討会ーワーキングチームを立ち上げました。これについては二、三回開催をしまして作業を進めていたんですが、これについては現在ストップしている状況でございます。また、もう一つ工事を着工するに当たって、赤土等も含めて林道工事環境監視委員会の設置も予定しておりましたが、現在これもストップしているという状況でございます。

○上里直司委員 そうしますと、私が最初に質疑をしたのは1月をめどに出すと、そうすると当初予定をしていた評価、作業が滞っていると。そうなれば、当然その作業も終えた後で着手という形になるんですが、そうなってくると着手の予定というものは、皆さんはどのように立てていらっしゃいますか。

○長間孝森林緑地課長 先ほども申し上げたとおり、現在費用対効果の検証、再計算を行っているところですので、着工については、沖縄県公共事業評価監視委員会、こういうものの答申等も踏まえて判断したいと考えております。

○上里直司委員 とすると、できるだけ年度内に着手したいという思いはあるにせよ、作業の進行からすると、物理的に年度内の着手というのは恐らく不可能に近いということなんでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 厳しい状況であると理解しております。

○上里直司委員 そういうことになりますと、今予算の編成作業が国で行われ

ていて、もう既に概算要求で国頭村の2林道の予算が計上されております。その額についてお幾ら計上されていますか。

○長間孝森林緑地課長 平成22年度林道事業の概算要求でございますが、県営林道で国庫補助金ベースで3200万円でございます。

○上里直司委員 新聞記事と私の聞き取りからいうと、国頭村の2林道における林道事業の開設に関しては、9000万円近いという答弁だったんですが、どの辺が違うんですか。

○長間孝森林緑地課長 訂正いたします。一応県営林道で3200万円、それから市町村営林道で6400万円、それから林道改良—これは県営でございますが500万円ということで、総額で国費1億100万円を要求しております。

○上里直司委員 県営だけに限って言えば3000万円ということですから、これが国頭村の2林道に係るわけですね。この林道事業が今こうやって今年度の着工が難しい、厳しい状況だと、明らかに厳しい状況だというのは目に見えていると。当然そうなるのが着手を含めて1年間かかるとしたら、当然平成22年度に係る事業というものは、着手が困難だととらえるのが妥当だと思うんです。そうすると、今概算要求で上がっているものについては、何らかの手だてを打たないといけないんじゃないですか。つまり、着手も含めて予算をどのように要求するのか、どうとらえるのかということについて見解をお聞かせいただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今上里委員からお話がありましたように、費用対効果の計算などをやっています、それを受けて結果を出して作業をしているわけですが、その中で平成22年度予算要求については、今の進捗状況からすると平成21年度にやった後という考え方からすると、平成22年度の要求については、見直す方向で今国と検討しているところでございます。

○上里直司委員 必要な予算を必要なところに充てるべきですから、新聞にも少し書いていましたけれども、もし事業を実施しないとしても林業従事者に影響がかからないような対応を、ぜひやっていただきたいと思えますし、政府もグリーン・ニューディールという環境対策に力を入れていますから、そういう意味での林業に関する予算にぜひ振り分けていくかということ、ぜひ検討し

ていただきたいということでございます。もう一点だけ、この裁判は今係争中だと聞いていますが、この裁判が対象にしている林道というものは、今お話をした2林道だけの話なんですか。

○長間孝森林緑地課長 林道訴訟の対象となっている林道については、12路線となっております。

○上里直司委員 そういうことでいうと、今の質疑の中で出てきた対象事業というものは県営林道の2路線という話でしたが、係争中であるということ、もう少し幅が広がる。それは恐らく村営林道も含めての話だと思いますから、私はNPOの皆さん方や各団体の皆さんが言っているとおり、一たんこの事業そのもののあり方を検討すべきだろうと。先ほど3200万円と申し上げましたが、1億100万円程度の額も含めて、ここは一度立ちどまって事業のあり方を検討し直す時期なんだろうと。先ほどの質疑の中でも2路線に限定しましたが、今出ている予算の1億100万円くらいも含めて検討を進めなければならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 現在、2路線を中心にほかの路線についても今検証中でございますので、その結果を見ながら検討することにはなるとは思うんですが、いずれにしても林道というものは、地域によっては必要だということもございまして、ただ一方で希少動物を守るということでは、これも重要な課題でございます。そういう意味では、我々としては1つは費用対効果をしっかり出して、その上でまた地元の意見も聞かないといけませんし、それから今の環境団体からの話も聞かないといけませんし、そういう意味でそういうことも含めながら、どういう形がいいのかということを検討する必要があると考えております。

○上里直司委員 そういう意味では、来年度の事業になりますが、皆さんがいろんなことで検証しているというのが見えるように、ぜひ取り組んでいただきたいですし、そうした何か形になるような事業を来年度の事業でぜひ組み立てていただいて、実際これがなくなったことによって地元に従事している皆さん方がすぐに生活が困るとか失業するということがないような形の支援をやっていただきたいと、そのことだけを最後に申し上げて答弁を求めます。

○比嘉俊昭農林水産部長 上里委員も御存じのとおり、先ほども言ったように

やはり地域で林業をやっている方もいますし、一方で重要な希少動物もいるということでもありますので、地元の意見も聞きながら、またその場合にゾーニングみたいな、仕分けみたいなことも必要ではないかと、今検討中でございますが、その中でやはり林業できる部分とそうでない部分といろいろな意見を聞きながら、我々としても必要最小限あるいは環境に配慮した部分はやらないといかざるを得ない部分も出てきますし、それから今おっしゃったように別の方法もあると思いますので、それも含めて検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○上里直司委員 林道事業についてはこの辺にして、次に陳情第183号、28ページから31ページですが、これは次に続く委員もいますので簡単にお聞きしますが、美ら海協力金について、観光ダイバーからどういう評価とか不満があるのか、どういう声が上がっているのか、宮古島観光協会からどういう声が上がっているのか、お聞かせいただけますか。

○勝俣亜生水産課長 宮古島観光協会に問い合わせたところ、特にこのことについてということでは聞いていないんですが、特に苦情とか不満はないということですよ。

○上里直司委員 実は500円という金額は、それほど負担に思っていない額なんです。これでも集まると、かなりの額になってしまうと。その使い道が見えないというところだと思うんですが、本来ならばこの資金の使われ方という意味からすると、より公的に取るほうがいいのではないだろうかと思うんです。漁業協同組合や観光ダイバーや組合員としても、正式な機関というかちゃんとしたところだと思うんですが、より公的のところが取るのであれば別に問題はないんじゃないかと思うんです。ぜひそういうことも含めて、だれが取るかというわけではなくて、そういう視点も必要ではないかと思いますので、この辺も要望として意見として申し上げておきます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 長い間にいろんな経緯があってというのもよく理解しているんですが、陳情処理概要書の30ページの陳情第211号、陳情が上がってきているから、これについて事実関係の答弁がまだないものだから、そうすると私た

ちは何を質疑していたのかと言われるので聞くのですが、不明の約300万円というものと、2125万円徴収したうちオニヒトデ駆除はゼロだということなんです。その辺の事実関係はどうなっているのか教えてください。

○勝俣亜生水産課長 この協力金の使い道については、美ら海連絡協議会がホームページに載せているんですが、大きく分けて海洋環境の保全と観光ダイビングの振興と水産業の振興の3つに分かれています。そして、オニヒトデの駆除というものは、そのうちの海洋環境の保全の中の1つということで、2000万円というものは全体の額でして、その全部をオニヒトデの駆除に使うというわけではなくて、実際に今美ら海連絡協議会がオニヒトデ駆除をやっているんですが、これに15万円ほどしかまだ使っていないんですが、これには今県の補助や宮古島市が出しているお金とか、公的な補助で駆除事業をやるという事業があるものですから、そちらを使っていて、今ごく一部しか使っていないという状況です。300万円の使途不明金についてですが、美ら海連絡協議会の決算書などを見る限り、使途不明というお金はないと認識しています。

○渡久地修委員 県としては、2125万円はきちんと目的に照らして使われているという見解を皆さん方はお持ちですか。

○勝俣亜生水産課長 細かいところまではわかりませんが、大筋では使われていると。

○渡久地修委員 それとこの経過・処理方針等では、誤解させるような表現があるため、皆さんが改善を指導しているということであるけれども、私も1回この前見たのですが、やはり少し誤解を与えるようなものがあるんですね。そういった改善すべきものは、きちんと改善させてやっていただきたいということですが、その辺はどうでしょうか。

○勝俣亜生水産課長 継続して指導していきたいとは思っております。

○渡久地修委員 それと、農林水産部長から先ほども答弁がありましたが、これは現地任せでは私はだめだと思うので、双方にとっていろんな長年のしがらみもあるはずですから、水産課長なりが行ってきちんと話し合いをやって、ぜひ解決できるように努力していただきたいと思いますがどうですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 あした、美ら海連絡協議会が持たれるようですから、向こう任せではなくて水産課からも派遣をして、いろいろ意見を聞いてやっていきたいと思います。

○渡久地修委員 対立ということにしないで、きちんとお互いの話し合いで解決できるようにやっていただきたいと思います。

それと、林道問題の陳情が出ていますが、私も真っ先に聞こうと思ったんですが、農林水産部長の最初の経過・処理方針等の説明で変更はございませんということで飛ばしたことに対して、私は納得できない。なぜかという、1ページ、2ページを見てください。その内容は、平成21年度から建設する、それから環境保全に配慮しながら建設するという経過・処理方針等なんです。ところが、実際はこの前の経済労働委員会でも提供されて、費用対効果や便益計算書の間違ひとかあって、一たん事業を中断しているわけよ、計算するまでは着手しないと。だからこれがこのままでは、これは本委員会軽視で、私は到底納得できないから、今からでも経過・処理方針等について、口頭でもいいから述べて変えるべきだと。そうしないと、これは本委員会軽視になると思うけど、どうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今渡久地委員からありました経過・処理方針等の中で、経過の記述をしてほしいという話がありましたので、それについては委員長と相談して表現を工夫したいと思います。今費用対効果の計算をしているので、その間は着手は見直しているところでございますという表現を入れたいと思います。

○渡久地修委員 それで、私は本当に反省しているのかというのが1つと、次年度予算に計上しているとは言えないが、要求しているという答弁がありましたが、再度次年度予算についてどそれだけ要求しているのか、計上しようとしているのかお聞かせください。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成22年度の林道事業に係る予算については、国庫で1億100万円を要求しておりますが、これについて、現在、費用対効果の計算をやっているところで、国に対しては見直す方向で今調整をしているところでございます。

○渡久地修委員 要求しているということで、要求の根拠になる費用対効果、

便益計算書というものは皆さんあるわけよね。だから、次年度予算は何をもとに要求しているの。

○長間孝森林緑地課長 平成22年度の概算要求でございますがーこれはまず国に予算要求する場合のことですが、内閣府に対して概算要求するのが6月になっております。それから、内閣府が財務省に沖縄担当部局の一括計上分として要求するのが、大体8月の末ごろになっております。そういう関係で、実は費用対効果の再計算をする以前から、国のほうには今年度に引き続き平成22年度も事業を継続しようということで、6月末に要求して、それから内閣府から財務省に8月末に要求されているという状況でございます。これを踏まえて、大体財務省内示は例年ですと、12月末ごろになります。そういうタイムラグの関係で、現在要求をしておりますが、先ほど農林水産部長が申し上げたとおり、平成22年度予算については、組み替え等も含めて国と調整していきたいと考えております。

○渡久地修委員 国にはここで問題になる以前に出していたと。そして、皆さんはそろそろ県の予算もいろいろはじき出していると思います。平成22年度のこの林道の2路線も多分出ているはずですよ、どうですか。

○長間孝森林緑地課長 同じように平成22年度の県の予算について、概算要望を提出しておりますが、これについても財政課と組み替え等も含めて調整していきたいと考えております。

○渡久地修委員 財政課に出してある予算の便益計算書は、何をもとにして出しているんですか。

○長間孝森林緑地課長 これについては、前回計算した当初の費用対効果の算出をもとに要求しております。

○渡久地修委員 便益計算書が間違っていた、維持費も入れていなかった、間違っていたということが大問題になって事業着工がされているのに、その間違った計算書で平成22年度の予算を皆さん方は出している、これは少しおかしいんじゃない。どうですか。

○長間孝森林緑地課長 これは、先ほど申し上げたとおり、概算要求時点が6

月、それから内閣府が外務省に要求するのが8月末というのと、費用対効果がまだそういう議論になる以前に要求したということで、現在再計算をしているということも含めて、この使途については国と調整していきたいと考えております。

○渡久地修委員 間違いだと自分たちも認めて、こんな問題になっているのに、1回やったからとまりませんよという一公共工事は一度走り出したらとまりませんよというのは通用しない時代だと思いますよ。だから極端な話、平成21年度のを繰り越すことも問題があると思っているんだけど、せめて平成22年度のは、とりあえずストップすると。それが、本当にみなさん方があれだけ指摘をされて、皆さん方も認めて、農林水産部長自身もいろんなところでわびもして、計算もし直してみますというのに、今なおそれが裏では進んでいますよというのは通らないんじゃない。平成22年度は、せめてこれはやめると。そして、繰越分については、例えば結果がどうなるかわからない、中止になるかもしれないし、あるいは続行という結果になるかもしれないけれども、しかしこういうものを行っているときに、平成22年度は既に要求していますというのは、私はいかがなものかと思うんですが、農林水産部長どうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成21年度について、今費用対効果の計算もしてまして、先ほども話したようにいろんな過程を経て結論を出さないといけないということでありまして、そういう状況も国に説明をして、今渡久地委員からの話にもあったように、これについては今の状況ではかなり難しいということで、別の方法の組み替えなども含めて検討してまいりたいということで、今その方向で組み替えも含めて調整中でございます。

○渡久地修委員 組み替えてもらいたいというのはどこが言っているんですか、国が言っているんですか、皆さんが言っているんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 我々としても、やはり一定の枠の予算要求をしているので、やはりできたら林道以外の林業事業に使えるものであれば、そういう方向もあるし、いろんなことも含めて予算を確保する必要があるんじゃないかということで、林道以外のものに検討できないかということで、お願いしているところでございます。

○渡久地修委員 では、この平成22年度予算は、国への要求に対してはそのまま

ま要求する、しているわけよね。しかし、使うものに関しては林道建設には使いませんということで理解していいですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 林道に係る予算については取りやめをして、できたらその分を別のところで活用できれば、有意義な予算確保になるので、そこをお願いをしているところでございます。

○渡久地修委員 平成22年度の2林道予算は、県の予算には計上しないということですよ、今の言い方は。要するに、ほかの分野に組み替えていくということよね。

○比嘉俊昭農林水産部長 そういう方向で国と調整しているということでございます。

○渡久地修委員 わかりました。この計算書が間違っているのに、県の平成22年度予算として要求しているということは絶対に説明がつかないから、私はできたら平成21年度も2月補正予算で減にすることもあるので。きょうは、もうここまでは言いませんけれども、そうなるかもしれませんので、そこはきちんとやってください。それと部内のチームというものは、どここのチームで構成していますか。

○津波古喜正農漁村基盤統括監 費用対効果の再計算に当たっては、森林緑地課内にひとつワーキングチームをつくって今作業をしています。それから、その正確性を高めるということで、部内にも評価チームをつくっています。部内の評価チームですが、メンバーはチーム長ということで農漁村基盤統括監、それから副チーム長ということで農林水産企画課の工事検査指導監、それから同じく工事検査指導班の主幹、そして同じ農林水産企画課の主任、これは統計関係の担当です。それから、森林関係やほかの公共事業もそうなんです、大体費用対効果が出てきたのが平成12年からなんです。ところが、土地改良事業は以前からやっていますけれども一昭和47年ぐらいからやっていますが、そういうことで、これに精通している村づくり計画課の事業計画班長、それから村づくり計画課の担当主任技師、それから公共関係でやっているところで漁港関係がありますので、漁港関係の主幹、それからソフト関係一要するに構造改善やそういうところも費用対効果をやっていますので、その主任技師ということで、総勢8名で今取り組んでいるところでございます。

○渡久地修委員 農林水産部長、ここまでやるというのは大変なことだと思うんです。だから、本当に透明性を高めて、もう二度と指摘を受けないように、ぜひこれはきちんとやっていただきたいというのと、最後に前の決算特別委員会でお聞きしましたが、その大もとになっている沖縄北部地域森林計画の見直しも必要じゃないかということで、国と調整していきたいと言っていました、その調整は進めていますか。

○長間孝森林緑地課長 現在、沖縄北部地域森林計画においては、国頭村で10林道を計画しておりますけれども、このうち着手をしている路線が6路線、未着手が4路線となっております。これについては先ほど説明したとおり、費用対効果の検証、再計算等を行っておりますし、それから結果については国との調整、それから沖縄県公共事業評価監視委員会への諮問、こういうことを予定しておりますので、沖縄北部地域森林計画の変更も、これの結果を踏まえて対処していきたいと考えております。

○渡久地修委員 私は、とにかく大もとになっている沖縄北部地域森林計画の見直しもどうしても必要だと思いますので、本当に今の時期に合ったものに見直ししていただきたいということを要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序、方法について協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第22号議案の議決議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第22号議案の議決議案3件は可決されました。

次に、乙第16号議案指定管理者の指定についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第16号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○玉城ノブ子委員長 挙手多数であります。

よって、乙第16号議案は可決されました。

次に、甲第2号議案の予算議案1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情22件の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情19件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 玉 城 ノブ子